

第2期第4回 羽村市土地区画整理審議会 議事録

1 日時	平成21年12月22日(火) 午前10時00分～午後1時07分
2 場所	羽村市役所西庁舎5階委員会室
3 出席者	会長 高本正彦、会長代理 黒木中、委員 中野恒雄、島田俊男、神屋敷和子、加藤照夫、吉永功、小宮國暉、島谷晴朗、武政健太郎
4 欠席者	なし(会議の途中で退席した委員 委員 武政健太郎 午後1時05分)
5 議題	1. 福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業にかかる換地設計(案)の見直しについて
6 傍聴者	8名
7 配布資料	なし

会長(高本正彦君) 定刻でございますので、ただいまから、第2期第4回福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理審議会を開催いたします。

初めに、会議の成立要件を確認いたします。事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

区画整理管理課長(石川直人君) 本会議の定数は10名でございます。本日の出席委員は10名になってございます。以上でございます。

会長(高本正彦君) 次に、議事録署名委員の指名ですが、本日の署名委員は、議席番号7番の小宮委員と議席番号8番の島谷委員をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議ですが、前回、第3回審議会からの継続審議になりますので、その部分については公開で行いたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長(高本正彦君) ありがとうございます。

それでは、区画整理審議会の傍聴に関する取り扱い要綱第2条に基づく傍聴者は、現在8名でございます。傍聴者の入場を許可します。事務局、よろしくお願いいたします。

(傍聴者入室)

会長(高本正彦君) 傍聴者の皆さんに申し上げます。審議会の進行が損なわれることのないよう、受付で配付いたしました遵守事項を守られて傍聴いただきますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入ります。換地設計(案)の見直しの継続審議になります。説明を省略して、質疑を受けたいと思っております。発言の際は挙手をし、指名を受けたら、議席番号と姓名を告げてから発言をしてください。何か質疑がございますか。島田委員。

委員(島田俊男君) 前回の審議会のときに質問したんですけど、それで説明を受けたんですけど、堅固のマンションの件なんですけど、それでちょっと納得がいけないんですけどね。堅固なマンションということで、今、3棟、現時点で特別な建物として保護されている、保護という言い方をすると語弊があるかもしれませんが、そんな状態なんです。それで、その理由をお伺いしたんですけど、この間、なかなか全部説明をいただいたんですけど、肝心の理由というのをちょっとお伺いできなかったんですけどね。いろいろ回りくどいことは一応ご説明いただいたんですけど、きっとほかの委員さんも納得されないようなことだったんじゃないかなと思うんですけどね。それで、堅固な建物というのは、構造上、移転とか除却がまず無理ということですね。この3つがそうだといいことらしいんですけど、それはどんな基準からそういうふう計算して出したということをお聞かせ願いたいんですけど。

そのほかに、事務局の方のほうから資料をいただいているんですよ。そしたら、堅固な建物が33軒あるんですよ。その中の3つだけは特別に指定されているんですよ。だから、ほかの建物との違いというのは、実際どんな違いがあるか、それもお聞かせ願いたいんですけど。以上です。

会長(高本正彦君) よろしいですか。

委員(島田俊男君) はい。

会長（高本正彦君） ただいま、島田委員のほうから堅固な建物の取り扱いについてのご質問、ご意見が出たんですけども、事務局、ひとつよろしくお願いします。事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） ただいまご質問いただきました堅固な建物の3棟につきまして、それと33棟あるというふうな話の中で、区画整理の換地設計を進めていく中で、堅固な建物について今、島田委員の言われているように、構造上移転等について大変支障があるということは認識をしてございます。その中の換地設計をしていく上で、換地上の考慮という形の中で、その建物を対象から避けてくる方法は、換地設計上の中には確かにございます。そうしますと、周辺とのバランスの関係の中で、設計上に、例えば道路を直線にする場合に、真ん中に堅固な建物があったときに、それを除いて、今度は道路を振るという形になってしまいます。そういうふうなものの換地設計上の中で考慮をして、特別な宅地の扱いの中の1つとして、今、ご指摘をいただいている3つの建物を堅固な建物として選定をしたところでございます。

さらにですね、用途地域の問題もございまして、将来的にその建物を残すことによって、その建物が仮に現在の用途地域に照らして、住居系の用途になったときに、建ぺい率上、容積率上の問題の中で、それをクリアできないケースが発生をしてしまいます。このケースの場合には、既存建物はそのまま生かされますけれども、新しい用途地域の指定になったときにですね、建てかえをすることができなくなってしまうという問題がございまして、こういうような問題も考慮しながらですね、この3棟だけを堅固な建物としてですね、第1期の審議会の席で審議にかけさせていただきまして、その取り扱いをさせていただいた。

残りの建物については、できれば堅固な建物として、現位置換地的なものの扱いはできるのかどうかというようなものは、今回の換地設計の中でも行っていますけれども、それを残すことによって、それに接続する他の画地に影響を及ぼしてしまいますと、全体的なバランスが崩れるという形の中で、今のご質問の内容につきましては、第1期の審議会の中でもいただいております。それらの中で考慮しながらですね、進めてきたという経過がございまして、その点をご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまの事業課長のほうからもご説明をさせていただきました内容は、第1期の審議会の資料ということで、これは第2期の審議会委員さんにもですね、こういうファイルでお示ししてございます。その資料の中で、いろいろ経過をずっとつづつてございまして、今の島田委員のご質問について、27回の際の資料が関連してございまして、あわせてお持ちであればごらんいただきたいと思っております。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 島田委員、よろしいですか。はい、どうぞ神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。今、石川課長さんがおっしゃった、27回の資料というのは、この28回の資料をとじたものだと思うんですけども、6項目目のところでしょうか。

会長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） 今、そのファイルをお持ちであれば、ちょっとごらんいただきたいと思うんですけども、「第1期審議会資料整理簿」というタイトルがついているものでございます。開いていただくと、整理簿ということで、ずっと1から番号がふってございまして、今、私が申し上げましたのは、第27回ということで、このインデックスで番号がふってありますが、7番というところでございます。特別処分地というところなんです。この内容が95条関係を図面に落として表示されているものが、この中に含まれてございまして、これに関連した資料5には分譲マンションの宅地の取り扱いということでございまして、これらが関連しているものでございます。これについては2期の委員さんには当初、これについてもお配りをさせていただいておりますので、今お持ちであれば、参考にごらんいただきたいということでございます。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員、よろしいでしょうか。

委員（神屋敷和子君） 分譲マンション取り扱いというのは、図面とかが入ったやつですか。すみません。石川課長さんがおっしゃったのは、多分、特別処分地とか、特別処分地、分譲マンション・宅地における取り扱い方針に基づく該当地というだけなんだと思うんですね。それで、前回も島田委員さんが堅固なマンションは、まだたくさんあるということで、1期のときには全部で30近くでしたっけ、あるのを図に……。31、32かな。33かな、それを地図に落とすもの、一覧表、建ぺい率とか床面積が書いたのは、まだ渡っていないわけですかね。

会長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） 今、神屋敷委員のおっしゃっている内容でございますけれども、既にお配りさせていただいている資料は、今のファイルのおっしゃるとおり、ナンバー5番、分譲マンションの宅地における取り扱い方針、第27回審議会のほうで諮問をさせていただいたものでございます。それから、関連して7番になりますけれども、特別処分地ということで、この中にも「分譲マンションの宅地における取り扱い方針」に基づく該当地ということで、図面を提示させていただいております。

いずれにいたしましても、この件につきましては、第1期審議会で、第27回になりますけれども、ご審議、諮問をさせていただいて、審議いただいて、決定をいただいている事項でございます。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） すみません、よくわからないんですけど、結局、地図に落としたものとか、一覧表なんかも、前回、私言ったと思うんですけども、とじたファイル、そのファイルの中に、やっぱり大事なのでとじるべきなんだろうなと思うんですね。追加して、そうしないと、ちょっとよくわからないと思うんですね。

それとあともう一つなんですけれども、第1期のときに、水道道路とか、マック羽村コート2とか、私道の取り扱いに基づく該当地とか、幾つか2回、特別宅地を何回かに分けて答申していると思うんですね。その答申文なんですけれども、平成19年11月26日に水道道路、マック羽村コート2、私道の取り扱いについては答申を出しているんですけども、「該当地については各種取り扱い方針を明確にすることを前提条件に付して、換地設計において換地・地積等に特別の考慮を払うことに同意いたします」という文章になっているんですね。

そのとき、私たち、私なんかはまだ時期尚早で、ほかの資料が整っていないから、もう少し、これは答申という段階ではないと言ったんですけども、ほかの委員さんからも、小宮委員さんなんか他のマンションは後から出てくるという形で、どんどんそういう形で、後から出てくるというので、同意してほしいというのは、ちょっとあまりにもというようなご意見があって、会長さんのほうから、マンションは後々禍根を地域に残さないものにするために基準を示して、審議会でもんでもらって、西口はいろいろな反省を踏まえて、選挙で選ばれた皆さんが議論し、基準をつくってもらって、さらにまた議論するという形で了承していただきたいというような話があったんですね。

この私道の取り扱いに関しても、ここに私道がありますという図面も、多分、2期に新しくなった方の資料には入っていないんじゃないかと思うんですけども、そういうのなんか、やっぱり具体的な街区の話に入る前に、もう一度おさらいというんじゃないんですけれども、わかる形にしないといけないと思うんですね。お墓のこともそうだし。

お墓のことにしても、その私道に 대해서、随分いろいろな審議委員さんから意見が出ていて、地権者から質問されたときにわかる形にしていなければいけないし、お墓なんか公平であるということが、3つのやり方があるんですけど、お墓は、わかる形にしないといけないということが出ていたり、あと私道のことに 대해서、まだ二項道路になるんじゃないかという道路があるんじゃないんですかというふうに地権者のほうから入ってきて、それをこの席で言って、多分、それは市のほうの出した資料とは違って、二項道路だったということが後でわかったということがあるんですけど、その3つの水道道路、墓地、マック羽村コート2、そういうものの特別宅地に答申を出したときの段階でも、まだ、この羽村駅西口の事業の段階では、そういう段階で答申を出しているんですね。だから、1期の方はちょっとわからないかもしれないけれども、まだあいまいな形のまま来ている。常に会長さんが言うのは、換地を切る前に、そういうルールとか要領をつくらない、つくるべきであるというふうにお話していると思うんですけども。

会長（高本正彦君） よろしいですか。

私が発言するのも変な話かも知れませんが、私も過去の経験からして、今、神屋敷委員がおっしゃった宅地は、いわゆる区画整理のあれは何で決めたか、ちょっと失念しているんですけども、特別な換地ということで、一定の普通の換地と評価を特別にしましょう。ただし、政策的なんかで当然整理するんですけども、例えば減歩をかけないと、かけることによってその機能が失われるような施設に対する土地は、減歩はかけないとか、そういったような形で、特別な換地を幾つか定めて、それはなんて言うんでしょうか、当然、公共の施設とか、公に役立っているものとか、そういったものがその該当になるんですけども、今おっしゃったように、まさにそういうことかなという感じが聞きながらしていったんです。

そのときに、マンションとか、固い建物はどうするかというのは、議論して決めなければいけないんでしょうけれども、そんなようなこともあり得るということもちょっと議長でありながら発言させていただいて、大変恐縮ですけども、そんなようなことだいうふうに思います。ただ、ちゃんとして、市のほうからの回答を求めたいと思いますので、よろしくお願いします。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） ただいま、神屋敷委員から、るるご説明をいただいておりますけれども、神屋敷委員みずからも言われているように、第1期中で、それぞれですね、私道の取り扱い、あるいは分譲マンションの取り扱い等につきましては、ご理解をいただいているものを含めて、一定の取り扱い基準等については、答申をいただいているところでございますので、その答申に基づきまして、現在、換地の設計の見直しを行っている。

ただ、神屋敷委員が言われるように、細部にわたっていろいろなご指摘もあろうかと思いますが、今後もそういうふうな形がある場合には、換地設計の見直しの中でご指摘をいただければ、改めてそういうふうな点についても対応していきたいと思っておりますけれども、基本的には第1期の区画整理審議会の中で、それぞれの取り扱いにつきましては一定の取り決めをされているというような形で、私どもも事業を進めているところでございます。

会長（高本正彦君） どうぞ、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷なんですけれども、何ていうんですかね、すべてあいまいなまま換地の今度のいろいろ街区ごとの個々の説明に入ってしまうという、何か何がどう基準がきちっとあって、我々がどう意見を言ったらいいかというのがわからないまま行っちゃおうと思うんですね。私はここに書いてあるとおり、各種取り扱い方針を明確にすることということを前提にして、答申が出されたんだと思うんです。それで、例えば墓地なんかも、あのとき示された富士見霊園に行っている墓地が、多くなっているというお話もちょっと市のほうから聞いたんですけれども、そうすると、私たち1期のほうに報告した墓地の禅林寺さんの横のほうのお墓に行くというのと、菩提寺に行くというのと、富士見霊園に行くのと、3種類の数がまた違ってきているし、先ほども言ったんですけど、私道の取り扱いもきちっと整理しなければいけない。その換地の個々の話に入る前に、いろいろなものを整理して、審議委員がわかる形にしなければいけないんだと思うんですね。

この間配られた、この参考資料4なんですけれども、この資料はあってはいいと思います。ただ、この参考資料4には、どう扱われたのかというのが書いていないんですね。あのときも、1期のときもいろいろ滝島委員さんからも、減歩なしの場合、施行者の、何ていうか、ほかのところに影響がどうなるのかとか、いろいろご質問があったりしているんですけど、地積と位置、それから清算金の関係でどうなってくるのか、そういうものが何も審議委員がわからないで、意見が言えるものなのかなと思うんです。

だから、そういうものははっきりしないで、すぐ一つ一つの個々のこの換地はこれでいいわ、この換地はちょっと間違っているんじゃないみたいなことが、すごく言えるかどうか、責任を感じるというか、不安なんですよね。そういうものははっきり決めないといけないと思うんですけど。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） これからお願いをしていくのはご承知のとおり、換地設計の修正の、各ブロックごとに見ていただけてございますけれども、審議委員の皆さんに、一人一人の画地について、これがいいとか悪いとかという判断ではなくて、相対的に今まで議論をいただいてきた、そのさまざまな取り扱い基準に照らして、これはこうではないですかという意見を伺う。

基本的にはもう平成20年の2月から3月にかけて、第1回目の換地設計案はお示しをしているわけでございますから、そのときに、今言われている意見というのは、もしそうであるならば、1回目の意見のときに、第1期審議会のときに、今言われている内容については議論をいただいて、修正案を出す前に、1回目の換地設計案をもうお示しをしているわけですから、これからそれについて修正を加えましたという報告をさせていただいて、それについて、今言われているような意見を含めて、見直しの中で、意見を述べられて、どうしていくかということを決めていくという形で進めているわけですから、その入り口の前で、また第1回目の換地設計案についての取り扱いについてどうのと言われても、今までそれで進めてきたわけですから、今後、そういう形の進め方の中で、今、神屋敷委員が言われている、考えられている視点から意見をいただければ、対応できるものという形で考えております。

会長（高本正彦君） ほかに。島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷。

いいですか、今。ちょっと整理させてもらいます。今、神屋敷委員のお話で、この資料は我々と同じものが新しい方に行っているんですね。同じものが、はい。

それから、この特別処分地については、墓地だとか、それから今の3棟のマンション、いろいろ出ています。それについては考慮を払うというような形になって出ているんですよ。考慮を払うといっても、中身がさっぱりわかっていない。だから、そういう中身がわからないで、我々は審議できるかということは今言っているんですよ。考慮を払うということになっているんですよ。

だから、先ほど会長がですね、その考慮の中身について、ちょっと触れられたんだろうと思います。例えば減歩のことだとか、あるいは清算金はどういうふうにするんだとか、そういうような考慮を払うような中身があるに違いなんです。そういうことも決めないで、とっとこととこやって、はい、それはこれからの換地については、皆さんのご意見を言って、修正の中で、それは示していきます。示していきますなんて、考慮を払うといった中身がわからないで、何をどう修正。そういう説明がちゃんとできるかどうかです。そう思いませんか。だから、今のような説明が必要だと言っているわけですよ。

だから、そこのところをほかのものにすりかえているような気がして仕方がない。だから、考慮を払うんだったら、中身をちゃんと示しなさい。どういう考慮があるんだと。減歩のことなのか、清算金のことなのか、それから墓地のことなんかでもそうですね。墓地だって、今、富士見に行っているけれども、富士見に行っている人たちはどういう考慮を払ったのかということは何もわかっていない。そういう、実際は何もわかっていないですよ、私たちには。そのことをわかっていらっしやるんですかね、担当者の方は。1期から審議委員をやっていたらっしやる方、そこのところいかがでしょうか。僕の言っていることはおかしいでしょうかね。補足していただきたいと思います。

会長（高本正彦君） 施行者のほうで、今のご意見に対してさらに補足説明がございますか。事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 各段階におきまして、この区画整理事業を進めていく段階において、現在は換地設計を修正しているわけですから、修正の中で、じゃ、どういう形で考慮を加えたかとかという話というのは、少なくとも換地設計上の中で、設計上、現位置換地にしましたよという形については、これは堅固な建物ですから、そういう考慮を加えて現位置換地をこの3つに対してはしましたと。それ以外の堅固な建物につきましては、これを現位置換地に仮にしたときには、ほかとの精査で、整合性が図れない点があるので、そういう点も含めてということで申し上げているだけで、そういう形を1つに言えば、考慮している部分の中です。

清算金の話にどんどん行ってしまいますけれども、清算金のときには清算金に、じゃ、どういう考慮を加えるのかは、その時点で対応しなければ、今の時点で清算金はこうしますよということは、現段階で申し上げることはできませんというふうに申し上げているわけです。今はあくまでも換地設計の見直しの修正作業の段階ですから、今後、その段階の中で、こういう堅固な建物が出たけれども、どうなのかという質問をいただければ、周辺のバランス感覚の中で、これこれこういう考慮をして、こういうふうに決めましたと、見直しを行いましたというふうにお答えをまいりますので、今の段階の中で、何に何を考慮したのかというふうな質問をされても、なかなかそれは答えにくいということでございます。

会長（高本正彦君） どうぞ、神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。でも、今度、私たち審議委員が意見を言うときに、またそういう建物が出てくるということですね。可能性がある。そのときに、何を基準として私たち審議委員が、それで特別宅地にしているんじゃないかとか、そういうことを決めるかという物差しのルールというんですか、そういうものが単に堅固だからとか、そういうものなのか、容積率とかそういうものなのか、そこのところが例えば違反建築になるからなのか、そういうことがはっきりしていないと、意見が言えないから、答申を出したということで終わっているんじゃないかと、3月3日の見直し方針案もそうなんですけど、まだまだこれから明確にしていかなければいけないということを前提に、答申を出しているから、換地を切る前に、それをはっきりしてくれということを言っているんです。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） ですから、平成20年のときに、第1回のそういうふうなお話も含めて、換地設計（案）をお示ししているわけですね。少なくとも。ですから、これからお示しをするわけではなくて、第1回の換地設計（案）を今言われているような視点を含めて、少なくとも私も施行者として換地設計をお示しをしているわけですね。今、神屋敷委員が言われている、例えば建ぺい率、容積率の問題だとか、用途の問題なんかも、1つの考慮すべき要素だというふうには認識しております。そういうものを含めて、20年のときに換地をお示しを権利者のほうはしているわけですから。これからそれに対して出された意見・要望を踏まえて、修正案をここで作成しましたので、これからその中に重ねてお話をしていけばいいことではないんでしょうかと思っているんですけど。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） だから、そのときに私たちがそれが妥当なものなのか、妥当でないのかというのは、何を基準として見分ければいいかということがわからない。そういう、ここに書いてあるんだけど、取り扱い方針を明確にして、換地を切るに当たってくれと言われても、それが明確でないといけない。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） ですから、今後、換地設計の見直しを行ってまいりますけれども、その中でですね、換地設計でいろいろと考慮した部分のいろいろな視点が出てくると思います。そういうものについては換地設計基準等に基づきまして、すべてお示しをしていきますし、回答もしてまいりますので、その時点で、これこれこういうのはどうなんですかという質問をいただければ、お答えはいたします。そういうふうに今申し上げているわけですから、今の段階で、どこの場所がどういうふうな形の視点で、お話をされてもですね、これから見直しをしていくブロックの中で、いろいろなバランスがあって、これは現位置で残すべきだったんじゃないかとかという意見も、後から出てくると思います。そう

いう形の中で、各ブロックごとの見直しの中で、そういうご意見をいただければ、明確に私ども、設計をもとにした、基本的な根拠をもとにお話をしていきたいというふうにお答えをしたいと思います。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷ですけれども、何か阿部課長さんの話って、すりかえがあって、市からそういう案を出されたときに、私たちがそれが妥当であるか、特別宅地って、特別の考慮を払う宅地にするかどうかというのを決める、その物差しがない。その物差しをつくってくださいというふうに前の答申案でも言っていますよということなんです。ちょっと幾ら言ってもわからないので、この全体的な資料について、私の意見を言わせていただきます。

私、ずっとこのカラー刷りの参考図面1とかそういうのをずっと見てきたんですけれども、結局ですね、ほんとうに私たちがこれから審議委員として、一人一人の生活にかかわるような市街地です。1平米減らされただけでも車がとまらなくなる家もあるだろうし、そんな中で、いろいろ意見を言っていく責任を持たされるわけですよ。そのときに、どういう資料が必要かと考えたんです。ここに出された資料はほとんど役に立たない、はっきり言って。

一番大事なのはですね、例えばこの間の小宮委員さんからもお話があったと思うんですけれども、隅切りを5mから3mにしたとか、6m道路を5m道路にして、面積がどう使われるんですかと言ったら、全体的なもの話じゃなくて、その街区で、ここが多くなった、減らされたという話になるんですと言ったんですけれども、そうじゃなくて、全体的なその図面を私たちがどう、その分がどういう形で使われていったのかということとか、それから図面ですよ。これから決めると言いますが、これから審議委員会さんに審議してもらって決めるとおっしゃいますけれども、結局、出すわけですよ、想定図を、一つ一つのエリアブロックに関して。その全体の図面を見ないと、なかなかブロックの意見って、言えないと思うんですよ、つながっているわけですから。

例えば、JRの横の特殊道路、ああいうのなんかも一番こっちまで来ているのかとか、ハケのところの8m道路、どうなっているのかとか、幾つか変更したところがあるというところにとどめてはいますけど、全体の動線というんですか、そういうのがわからなければ、意見を言えないと思うんです。パズル遊びじゃないわけですから、一つ一つのブロックをああだ、こうだやっていって、最後にできた図面が実はこうでしたよ、みたいな、そういう形のまちづくりの話の持っている方というのは、私はおかしいと思うんです。

ですから、今、審議委員が責任を持った意見を言えるために必要なのは想定でもいいから、市が出したその図面、道路図面。それと、この間の前回で、黒木委員さんもおっしゃっていたけど、減歩率なんかも、想定のもあるはずですよ。全部計算して、はめ込んでいった。そうじゃなければおかしいじゃないですか。計算してはめ込んでいって、こういうのができましたけど、どうですかと、皆さん、ご意見を言ってくださいと、ここはこういうふうになりました、ああいうふうになりましたって説明があるんだと思うんですけれども、想定減歩のものを括弧づきでもいいから入れて、1次案、2次案はこう違っているというものを示していただく。そういうものがないと、責任持てる意見って、私は言えないと思いますよ。

それから宅盤の話もそうです。エリアごとに説明してから最後に、決まってから審議委員にその図面を見せる。そうじゃなくて、宅盤の話も全体の図面が最初に必要なんですよ。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員続けて・・・。

委員（神屋敷和子君） だから、一番大事な、これから審議委員が意見を言うために必要なのは、その全体の宅盤のCGの図面であるとか、全体がわかる道路、それからあと路線価の話、それから飛換地の考え方がというのが、前、図面で出ていましたけど、どう大きく飛んだところで、こういう飛び方があって、用途地域がこうなのだと。市案として、今決まっているのはこうなのですか、そういう全体的な、総合的な資料がここにまずなければだめなんだと思うんです。どうですか。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員からいろいろのご意見が出たんですけれども、それについて施行者のほうの考え方、よろしく願います。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今のご指摘をいただいた点につきましては、当然対応していくという話は、前回の審議会の中でも申し上げているつもりでございますし、今後の審議会の中では資料として提示をしております。以上です。

会長（高本正彦君） 大変申しわけないんですけれども、開会して、神屋敷委員のご質問がずっと大変多く、それはそれで活発でよろしいんですけれども、あと一、二問ということで、ほかの委員の方にもご発言いただきたいと思うので、よろしく願います。神屋敷委員、今のことについて。

委員（神屋敷和子君） 今の確認ですけれども、そういう全体の図面を最初に出していただけるということですね。路線価図。路線価図の説明も全然受けていませんよね、審議委員で。非常に用途地域と絡んでいて、羽村駅西口の場合は難

しいので。それから飛換地がすごく大きく飛んでいるところ、六町なんかでも、矢印で図面に説明がありました。それから宅盤の話、それから道路街区、区画道路がどうなって、どういうふうな位置になったかとか、そういうような説明をまず最初にしてくださいということでもよろしいですね。

会長（高本正彦君） 施行者のほうから。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 換地設計の見直しに際してですね、必要な書類については、当然提示をしてみたいと思いますが、第3回のときの黒木委員の質問にもお答えをしましたように、現段階の路線価等につきまして、路線価図を示すというのは、もう決めてある話ですので、それは示すことはできませんけれども、減歩のお話になってまいりますと、最終的に公共施設が決まりませんと、その数値的なものについても、数字がずれてまいりますので、その点についてはご理解をいただきたいのと、当然、全体の街区図、道路網図はお示しをしますので、そういうふうな流れの中で、必要なものは提示をしてみたいと思います。ただ、今現段階で決定をされないものにつきましての数字を出すというのは、なかなか難しいので、その点をご理解をいただきたいと思います。

会長（高本正彦君） 本当、手短にお願います。

委員（神屋敷和子君） すみません、その減歩率のことなんですけれども、今、多分想定ではあると思うんですね。もし決まらないというか、いろいろ道路がいじられて、最終的に面積が出てきて、そこで決まってくるということですね。そういたしましたら、前回の説明では、地権者の方にはそれをお示ししますと言って、審議委員には示すと言っていないんですけども、もちろんそれは、全体の従前と従後、面積とか減歩率がこうなりましたということで、1次と2次と、何ていうんですか比較したものが地権者に示される前に示されるということでは、それは大丈夫なわけですね。以上です。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 区画整理事業課長。最終的にですね、先ほど言われた隅切りの問題ですとか、道路延長の問題だとか、今、私有地が先行取得をしているものの、数値的な整理が終われば、最終的な換地の修正案についてですね、これですとほぼ確定をする段階になれば、当然、計算はできると思っていますので、その点については、個々の権利者のですね、減歩率はどのようのこのというふうにお示しすることが果たしてよろしいのかどうかは、なかなか難しい問題もありますけれども、減歩率全体を出して、平均減歩率はこうですよという形については、資料提供はできるというふうに思っております。

委員（島谷晴朗君） ちょっと今のに関連して。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷です。

今の阿部課長のお話を聞いていて、その減歩率は個々の問題だとおっしゃるけれども、しかし、そういうことはもちろん将来的に変化するであろうと思います。道路が狭くなったり、ある部分は広がったりすると、当然、減歩率が変わってくる、そういう予想はたちますよね、我々素人でも。でも、それを個々の問題として示すかどうかわかりませんじゃなくて、そういうものもやはり示してほしいですね。僕はそう思いますね。例えば、なぜ僕はこういうことを言うかといいますと、大体、この区画整理という、この公共事業は、それぞれ権利者のそれぞれの権利の、お互いの相関関係で成り立っているところがあります。

だから例えば、極端な例で言えば、今、市は先行取得で、権利者の負担を軽くするからということで、先行取得をやっていますけれども、そういうことでも、やはりお互いに市と、それから権利者との間の相互関係で、負担がどういうふうになるのかどうかと、そういうことが図られていくわけですよ。ですから、そういうことも含めて、やはりこの公共事業というのは、もうできるだけ、できるだけじゃなくて、ほとんどすべてですね、プライバシーに関係するところじゃなくて、公共事業そのものがそういう情報の公開ということを前提にしないとやっていけないのではないかと。これは非常に重要なことなんです。

例えば意思形成過程のものは公開できませんなんて言うけれども、意思形成過程のものであっても、やはりそれは公開すべきであると。その実際的なところは、大きな図面になって、換地の指定図がもうできているわけですよ。それ、みんな必要な人は市のほうから率先してコピーして、100円で売ってくださったんです。おそらく100円ではコピーできないと思うんですが、高いところは市が負担してくださっているんですけども、そういうような積極的に公開して下さる。そういう事実はあるんです。これだって意思形成過程ですよ。将来変わる可能性はあるんですから。修正すると言うわけですからね。だから、何も極端に意思形成過程は個人情報に属するから言えませんとか、そういうことじゃなくて、実際に市も率先してやっているわけですね。

そういうようなことも考え合わせれば、減歩なんていうものは、これ、非常に基本的なところ、この区画整理にとっては基本的なところですよ。清算金については、指数で出すようにしてありますけれども、そういうようなことを僕はなぜできないのかなと、いつも不思議に思いますね。実際にですね、そういう意思形成過程のものもたくさん今も出しているんですよ。我々のこの資料だって、どう変わるかわからないんですからね。そういうことをちょっと職員の方々に認識していただきたいと、僕は思っています。

会長（高本正彦君） ちょっと待ってください。今の島谷さん、答弁が要ります？

委員（島谷晴朗君） いや、できるだけそれを実行していただきたい。

会長（高本正彦君） 要望でよろしいですか。

委員（島谷晴朗君） きつい要望ですね。

会長（高本正彦君） ちょっと私の経験をあれしていただいてよろしいでしょうか。今、まさにそのお話が出たので、私どもが東京都でやっていたときに、おっしゃるとおり、いろいろとそういった問題がずっとあったんですけどね。ある地区では、住民の方々にできるだけ情報公開をしろということも含めて、できるだけ数字やなんかをですね、公開というか、もちろん公開というのはオープンにするんじゃないで、個人個人に対するあなたのあれはこういった形ですよ、というようなことの説明はできるだけするようにしてということで、多分、羽村市さんのほうでも、そういうことをやっていらっしゃると思いますけれども、やっぱり一定の限度がある中で、できるだけお互いに理解し合うということは大事だというふうに思いますので、よろしく願います。会長が言う話じゃないのかもわかりませんが。

委員（島谷晴朗君） わかりました。それで、私がこういうことを申し上げますのは、ごめんなさい、3番・島谷。この区画整理には区画整理法として縦覧の制度があるんですよ。縦覧の制度が。それを一番最後にするとか、何もそれを都合上、一番最後に縦覧しているんでしょうけれども、何も前のほうに縦覧したって、それは構わないわけですよ、やってもね。それはもう実務上の話なのであって、このいわゆる縦覧制度があるということは、もっと踏み込んで言えば、そういう公開してやることなんだよということの意味だと、僕は実は思っている。だから、そういうことをもとにして考えれば、だから減歩だとかなんていうことは、お互いに知っていてもよろしいのではないかということです。やはり根拠はそこにあるんですね。

会長（高本正彦君） 施行者側、今のことで何かコメントがございますか。事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 島谷委員さんの意見としてはそういう考えだということについては、私どものほうとしても、今、聞きとどめさせていただきますけれども、あくまでも、私が申し上げているのは、私ども羽村市が定めている個人情報の取り扱いについてですね、それに照らして対応してまいりますというふうに申し上げているだけで、島谷さんのそういうふうな形の考え方について、意見、異論があるわけでは決してございません。ただ、私ども羽村市としては、こういう取り扱いの中で、そういう対応をしてまいりますというふうに答えをさせていただいているところです。

会長（高本正彦君） はい、別な意見ですか。

委員（神屋敷和子君） いや、その続きです。

会長（高本正彦君） 関連ですか。

委員（神屋敷和子君） はい。

会長（高本正彦君） じゃ、手短にお願います。島谷委員

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。

会長（高本正彦君） ごめんなさい、失礼しました。

委員（神屋敷和子君） 2次案ができたときに、どうして減歩率がそこに書かれないのか、ここの参考資料の図面9は、減歩率が書いてあるわけですよ、1次の。その2次で完成した場合に、そこに減歩率が書かれないというのは、ものすごく片手落ちなんだと思うんですよ。審議委員としても、減歩率とかそういうのを見ていくということは、照応の原則や、いろいろな面からすごく大事なことで、それを見て、また意見を言うという段階がないと、ある方はすごく減歩が多

くて、これはどういうことになっていたのかということとか、出てきますよね。1次のは、ここにちゃんと減歩率が載っていて、これは公開というか、資料として出せるのに、2次の減歩がこういう形では出せないという理由は、ちゃんと審議委員として検算もしなければいけないだろうし、検討しなきゃいけないと思うんですけど、何の理由があるのかなと思うんですけど。

会長（高本正彦君） ごめんなさい、冒頭で名前を間違いまして、大変失礼しました。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今ご指摘いただいたように、この資料の1次案の整理表の中では、今、ご指摘をいただいたように、1次案に示した減歩率等については、当然書かせていただきますし、お示しをしました。2次案はそれで決定をしているわけではございませんので、最終的に固まった段階で、もう一度計算をし直しますので、そのときには、ここに例えば入れることはできますけれども、その今回の資料の中で、見直しをする1次案、2次案を比較するときには、想定をしていますので、2次案の想定資料の中には減歩率は入れていませんよということです。1次案の資料については、もう現在示していますから、1次案の資料の中にはすべて数字は入っておりますし。ですから、2次案がこれでいきますよと言ったときに、改めて回して減歩率を算出をするという考え方ですから、その過程のときのあれは、それで決定をしているわけではないので、想定の数値は入れていかないということです。

会長（高本正彦君） どうぞ、武政委員。

委員（武政健太郎君） 9番・武政です。

島谷さんと神屋敷さんの意見を聞いていますと、もう既に2次案で決定されてしまって、これで行っちゃうんじゃないかという、そういうご心配をされているのではないかなと思うんですが、私はその示された案に対して、どういうふうに換地を決めたのかという、そのあれを聞いて、それに我々が答えると、これはちゃんとしっかり設計していないじゃないかと、そういうのがこの審議会の務めじゃないのかなと、私は思うんですけど、それはその基準というものをはっきりしなければ、何か意見が言えないというようなお話をしていましたけど、私は個々の換地をする方がですね、しっかりその了解をもらってればいいのかなというふうには思うんですが、それはその務めをしているか、していないかというのが、一番問題じゃないかなと思いますけど、どうでしょうか。

会長（高本正彦君） ただいまの武政委員のご意見に対して、何か施行者側でございますか。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、武政委員からご指摘をいただいたように、まさしくこれからそういうふうな形の提示をしますし、それに対してご意見をいただくという形の姿勢でおりますので、そのような考え方で、私どもはよろしいと思っております。

会長（高本正彦君） ちょっとお待ちください。ごめんなさい、ちょっと見えないんです。

委員（吉永 功君） 6番・吉永。

会長（高本正彦君） 吉永委員。

委員（吉永功君） きょうは継続審議ということですね、いろいろなご意見が出されているわけですが、できましたら、これは個々にお話が出てきますと、まことにもう膨大なことがあるわけでございますので、やはり新しい換地設計、これについて、当局からどのような内容の手順で説明をするかという、具体的な話に触れていただきまして、例えば6ブロックに分けての説明をいたしますというふうなことでございますけれども、街路とか、そういう大きな公園とかいうようなことにつきましては、ブロックごとの説明では、非常に関連性、関連がはっきりしないというようなこともございますので、そういったことの基本的な説明をしていただきまして、どういう形で今後進めていくかということを実体的に入っていく中ですね、そして個々の意見がいろいろあるということにつきましては、またその時点で意見を出し合って、そして審議を進めていくことにさせていただければと思います。

これは、2次案の換地設計見直しですね、多くの方が意見書を出しておられるわけですので、こういったことがどうなっているのか、果たして進んでいるのかどうかというようなことを心配されているようですが、これは大変な作業量があるわけですから、期間もかかっているの、十分な調整をされた後のものができているわけですね。ですから、我々はやはりそういったものを早く示していただいて、それに対しての意見を述べていくように、少しでも先に展開をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。ぜひ、ご意見はいろいろあるかと思いますが、そういった中で、これからの検討の中でも、市当局のほうからは、その意見に対しましていろいろまたご説明をしていただきたいと思っておりますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。ただいまの件で、施行者側はよろしいですか。事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 前回の第3回のときにも、資料で、参考資料8以降でですね、私ども担当の山崎のほうからご説明を申し上げたとおり、今、吉永委員が言われるような内容を含めまして、できるだけ資料提供に努めながら、先ほど神屋敷委員が言われたような資料も含めてですね、審議に入っていただけだと思います。以上です。

会長（高本正彦君） よろしいですか。小宮委員。

委員（小宮國暉君） 7番・小宮です。先ほどからの議論の中でも、また従来から権利者の方がですね、非常に不安に思っているというか、この先どうなるんだろうというふうなことの中ですね、用途地域というものが大きく、こんなに多くの家屋が、あるいは敷地がですね、飛ぶ、移動すると、換地されるということに関しての、なぜという疑問を持っているわけですね。そのなぜという疑問に答えるには、今までの用途地域がこういうことで、次のいわゆるまちづくりに当然ながら影響する、次の用途地域はこういうふうになるんですよという、わかりやすい絵柄がですね、用途地域のあれはあることはあるんですね。しかし重ね図、今までがこういう用途地域で、今度のまちが全部ぶっ壊してやり直すと一緒ですから、今度の新しいまちがこういうことですよというふうなことが、皆さん一人一人の方が、地権者の方がおおむねわかるようなものでないと、やはり、どうしてコンクリートの建物を動かすのなんていうのは、だれが考えてもわからないですよ。6階建ての、あるいは4階建てのビルをですね、敷地を動かしたら、当然ながら、これはつくり直しになりますよね。道路づけは変わるわ。

どうしてそこまでお金をかけざるを得ないの。どうしてそういうことをやるのという疑問に答えるには、用途地域がこうなるから、もう新しいまちには今の建物はそぐわないんだと。違法になっちゃうんだと。置いておかれたいんだと。だから、こちらへ動かすんだというふうな説明というんですか、ご理解を得るためには、そういうことを皆さんにですね、大きな図面なら図面、比較的大きいですよ。大きな図面でやらないとわかりませんから、重ね図ですよ。今の現状がこうで、次のまちづくりがこうだという、その形が、施行者が考えている、あるいは今までの過程の中で考えられているまちづくりのイメージとか、もちろんその具体的な用途地域だとか。それが全部減歩率の計算、あるいは個々のですね、宅地形状に全部当てはまっていくわけですね。そういうやつぱりわかりやすい資料をつくられてはいかがかかと、早急につくられてですね。まずその1点をちょっとお伺いしたいと思います。つくってくださいのかどうか。

会長（高本正彦君） 事業課長どうぞ。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 先ほど、このパンフレットも見ていただいたと思いますけれども、パンフレットの中ではですね、用途地域の見直しの市案という形で、これはもう既にお示しをしています。これはあくまでも市案でございますので、将来的にこれに向けての都市計画決定の手続というのは、また別部門できちっと対応していきますけれども、私どもが権利者の皆さんにお示ししているのは、この市案をパンフレットを通して、あるいは情報紙「まちなみ」の8号でももう既にお示しをしています。これを今回の参考資料の中でお示したように、今、小宮委員が言われるように、現状の用途がこういうふうになる。それによって、先ほど島田委員が言われていたように、堅固の建物の建ぺい率、容積率だとか、減歩の問題で建てかえができなくなるとかといういろいろな問題が出てまいります。そういうようなものについては、当然、新しい市案に重ねて、こういうふうな用途地域が決められていることについては、資料として当然お示しをして進めなければ、今言われるような議論には入っていけないということについては、認識しております。

会長（高本正彦君） 小宮委員。

委員（小宮國暉君） 7番・小宮。前からこういう形の中でお示ししていると、「まちなみ」にも、それは私はよくわかっております。しかし、これではわかりにくいということなんです、小さ過ぎて。重ね図というものでですね、今度の新しいまちのものの経緯がわからないと、違いがわからないと、なかなか一般の人には理解できないですよ。だから、このくらいの大きさですね、今示しているのは、この紙の紙面のわずか10分の1くらいの大きさですよ。これが最も大きな影響を示しているわけですね、まちづくりには。

どう、このまちをつくり上げていくのかというのは、用途地域が一番関係するんです。ここを商業地域にしましょう。ここは今まで近隣商業だったものを住宅地にしましょう。ここは近隣商業で、既存の道路に面したところは近隣商業だった。しかし、今度は新しいまちでは住宅地にしましょう。だから近隣商業で建った建物は、近隣商業のほうへ移す。これは照応の原則ですか、そんなことで、そういうことをやらざるを得ない。そういう経緯、あるいは説明はやはり全体をこのくらいの大きさの地図に、私は落としていただきたい。案ですよ。案で結構なんです。決定できませんから。事業計画が済むまで、換地設計案がちゃんと承認されない限り、用途地域は後回しになってきちゃうわけなんです。それは経緯はわかっていますけれども、まず案として、このくらいの地図に落としてですね、皆さんにご理解を求めるといって、施行者側の考えを示すと、これが重要だと私は思っているんですが、その辺、従来どおり、この紙でもう配っているからいいんだということであれば、それでお答え願いたいと思います。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 用途地域の紙面を大きくして云々というような形であるならば、今後審議会の中でですね、A0判にしてお示しをすることについて、何の抵抗もございませんので、当然作成をしていけということであれば、もちろん。そういうのがなくて、あくまでも私が申し上げているのは、こういう市案が発表されていますよということをお答え申し上げただけでありまして、今後、審議会にA0判で、全部の街区の用途地域がわかるような資料提示をしるということであるならば、当然、私どももそのような形については提示をしてまいりたいと考えておりますので、今回いただいたご意見に対しましてですね、次回の審議会のときに、A0判の用途地域の図面を作成して、わかるようにお示しをしたいというふうに思っております。

会長（高本正彦君） 小宮委員。

委員（小宮國暉君） わかりました。

次に2点目なんですけれども、前回の第1期の最後のときに両論併記という形で、市に示されたと思いますね。その中でですね、私が言及しているんですけれども、今度の換地設計見直し案については、方針ももちろんのことなんですが、方針はここで示されて、決定したと。見直しの方針とあわせて実施要領ですね。間口形状はこうします、ああします、検討しますということだけで、具体的な数値的なあれがないわけですね。今のはやりの言葉で言えば、マニフェストがないんですよ。こういう形で、ここからここまでの基準で、間口を考えますよと。

例えばあるお宅はですね、4割ぐらい間口が減っちゃっているんですよ、この前、昨年示された案ですよ。だから家が入るとか入らないとか、あるいはこれじゃ、生活ができないとかいう大きな吹き出物が出るんです。だから、間口については少なくともプラスマイナスがあると思います。それを15%だとか、1割以内にしましょうとか、そういうふうな設計要領ですね、実施要領。方針はこれで決定したというのなら、それで私どもは多少のあれはあったとしても、方針ですから、これについては私は了解しますけれども、実施要領の段階で、やはりこういうふうな要領で見直しをしたよということが必要なんじゃないかなと。じゃないと、相変わらず30%も減らされた人、あるいは10%増えた人。道路づけがですね、それが公平と言えるのかな。公平というのか、そういうふうに言えるのかなというのは、私は非常に疑問に思っているんですよ。だから、そこの辺をやっぱり今度の見直し案、換地設計の見直し案の具体的な絵柄が出るときに、こういう基準でやりましたというのを示していただければと思うんですが、いかがでしょうか。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 先般、第3回のときに、基本方針についてのあり方につきましては説明をさせていただいて、その後ですね、私のほうから隅切りのお話を含めてですね、ご説明を申し上げたところでございます。今ご指摘をいただいたように、間口・奥行きに関する意見というのは大変多かったというのも事実でございます。それを踏まえてですね、当然設計の見直しというか、修正を行っておりますので、その修正に対する基本的な考え方についての、要領までいくのかどうかは別として、そういう基本的な考え方について取りまとめたものについての考え方を示したものについては、当然、お示しをしませんと、言葉だけでわからなくなってしまう。そういうことになりますので、前回もそういうふうな形の趣旨も含めて説明はしておりますので、そういうようなものについて、改めて要領を定めるとか云々とか別としてですね、お示しをしていく考えでおりますので、ご提示をさせていただければと思っています。

会長（高本正彦君） よろしいですか。

委員（小宮國暉君） はい。

会長（高本正彦君） ちょっとお待ちください。何かほかの方でご意見がある方、ご質問がある方はいらっしゃいますか。それでは神屋敷委員、手が挙がりました。どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。今、小宮委員さんのおっしゃったように、間口と奥行きの率ですよ。資料3のところには、間口のことが出ていますけれども、バランスを検討とか、そういうのもやっぱりきちっとしたそういうものがないと、なかなか意見を言うといっても、いろいろ事例が示された中で、非常に窮屈なところを見逃してしまったりとか、そういうことが出てくると思うので、私もそういうものは必要だと思います。

それで、資料4のところに書いてある、資料4の裏ですね。この日照のところ、道路づきの道路に対する宅地の向きというので、東西南北、南と東と西と北の順で、優先順位を決めるというようなことが書いてあるんですけれども、こういうのも、係数でやるのでしょうか。それから、その下に従前の隣接地に建物がなく、日照が確保されていて、換地のときにも日照のよいところを望む者もあるが、要望に沿うのは難しいと書いてあるんですけれども、これ以前、1期のときに、権利者さんからの意見書の中で、日照係数というんですか、日照とかやっぱり騒音とか、そういうのはきちっと係数であらわしていかないとだめなんじゃないかなと思うんですね。沿線から30mの間は修正係数がかかる沿線のJRのはあるんで

すけれども、行って実験してみると、ほんとうに1m近寄っただけでも音がすごくなるというのもあるので、やはり騒音係数とか、日照係数とかそういうのはきちっと数値ではかってあげるのがいいんじゃないかと思うんですけども、どうなんでしょうか。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今、日照に関する係数の扱いとかというものについては、参考にそういうふうな意見があるというのはお聞きをしておきますけれども、実際にこの係数云々というような形になりますと、ご承知のとおり評価委員会の評価委員のほうにも、そういうようなお話の提示はしますけれども、実際にはかるかどうかというのは、今の段階でお答えをすることは、なかなか私のほうとしてですね、こうしていきますよというのは申し上げにくいところでございます。

今言われる、あくまでも換地の設計の見直しに当たっての基本的な考え方については、日照についてはこういうふうな形で、東西の云々というような形で資料にも提示をさせていただいたような見直しの仕方ですと進めていきますよということについて、それについてどうだったのかというふうな形については、換地に関してそういう説明はきちっとしていきたいと思っていますけれども、実際に、じゃ、それに係数を加えてどうのというふうな形まで反映をしたものではないということだけはご理解をいただきたいと思います。

会長（高本正彦君） よろしいですか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。やはり、今非常にいい状況で住んでいらっしゃる方がたくさんいるので、東西南北だけがすべてじゃないというんですか、だから街区づげが非常に難しい基盤の目になっているので、そういう事例が出てくるので、やはりそういうことは羽村市のほうで、施行者のほうできちっと救済するという方向を考えていかなければいけないと思います。

もう一つ、先ほど武政委員さんのほうからちょっとお話が出ちゃったので、私、中断しちゃったんですけども、1次での減歩率が出て、結局、ここで次の案が出て、いろいろ皆さんが意見を言って、決まってきましたよね。決まってきたその2次案というのは、この1次案で発表されたみたいに、審議委員のほうにもこういう結果になりましたというのは、当然出てくるということで理解してよろしいでしょうか。

会長（高本正彦君） 施行者側、いかがですか。どうぞ、事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 先ほどもお答えしましたように、同じような回答になろうかと思っておりますけれども、あくまでも第2次案が最終的にこういうふうな形で、骨子として固まった段階においては、今言われたような対応はします。ただ、もう一つだけ、環境、今の現状の環境を担保してという話、これはですね、たまたま今、従前地の目の前が空地であって、日照がいいという理論と、換地設計上の話と、これは一緒にすることはなかなか難しい。これはご理解いただきたいと思いますけれども、あくまでも現状は従前地に今お住まいの環境の中で、例えば農家、畑があったり、緑地があったり云々だというふうな形で日当たりがいいというものの、そういう環境要素的なものについては、大変難しい問題ですので、あくまでも今の画地に対して、新しく換地設計の見直しの中に対して、見直しをどういうふうにして行ってきたかというプロセスをお話ししますが、要素的なものについては含まれていませんので、その点をご理解をいただきたい。

つまり、Aさんが隣に広い土地があったから、またAさんの隣に広い土地があるか。それは換地の仕組みの中で、変わったケースですので、その要素は含まれていないということをご理解をいただきたいと思っております。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。ご理解をいただきたいと言われても、何でそんな被害をこうむらなきゃならないのかなど、私は思うんですね。それで、一番のその元凶というんですか、一番の諸悪の根源というのが、皆さん、見ていただきたいんですけども、参考図面1なんです。参考図面1、この図面のところに、総合的なまちづくりの概念、ここにかかわってくるんですよ。ここの下を見ると、これは阿部課長さんから前回、以前から出しているパンフレットなんですけれどもということで、取り立てて新しいことはないお話があったんですけども、良好な公共空間を創出して、住環境の確保によって、公共の福祉の増進を進めることを目指し、その安全性、快適性、利便性にすぐれ、景観に配慮した総合的なまちづくりを上図の概念に基づき整備をすること自体に問題があるんですよ。

私、前回、言ったんですけども、多くの審議委員の方から、あれだけ権利者から意見が出て、大きく見直さなければいけないのではないかなという意見も出たり、都市計画道路をいじらなきゃならない可能性も出てくるんじゃないかなというご意見が出たにもかかわらず、また同じような格子状のものを出してきている。その資料のほうに書いてありますよね。格子状を基本とすると。そのところにね問題があるんですよ。もう、これに理念が感じられないんですよ。

それで、田園調布なんか、ちゃんと斜めの道路で、そのままいいのに、何で羽村が悪いのかというふうによく言われる。河岸段丘なんだから、高低差があるんだから、斜めに上がってきてちょうどいいわけなんだから、何でこの街並みを生かしたのをつくれぬのかとか、この碁盤の目の図面に対して、必要性が感じられない住民がたくさんいるんですよ。だから、看板もおりないし、反対は増えていっているんですよ。

ですから、この安全性、快適性、利便性、景観に配慮したというのが、この図面でできるわけがないんですよ。これをいろいろな人に見せると、ああ、これは住んでいない人がつくった、ここで生活していない人がつくった図面だね。だから、何でこういう今の生活に即した、適したものを生かしたものに、いろいろな住民や地権者から意見が出てきているわけですから、それに沿って考えれば、日照の問題は片づくんですよ。また、だから市のほうはいろいろおっしゃると思うんです。三角の土地が出てくるとか。三角の土地は今もあるわけですよ、新興多摩街道沿いに。それは土地の交換やなんかでもできるかもしれないし、今の道路を生かした図面にしていけば、日照の問題はもうほとんどなくなるし、堅固なマンションの話もなくなるんですよ。何が何でも、この碁盤の目を押しつけることによって、どこが景観に配慮していて、利便性で快適性、安全性なのかというのを、幾ら市が説明しても、それを納得する人はいないに等しい、近いですよ。そのところに問題がある。この問題を抱えたまま、いろいろなところを小手先でいじっても、反対の人数って減らないんですよ。

私、五百何十名から意見が出て、多くの意見が出てきたときに、やはりこの図面を皆さんがどうしたらいいかということから、この審議会で考えていくことが大事なんじゃないか。だから、権能の範囲を広げるといふことにもかかわってくるんですよ。そういうことなしで、ただただこれを押しつけて、日照は悪くなるけど我慢しろ。JRの線路に近づくけど我慢しろ。そういうことって、何で言えるんでしょうかねって、私は思っちゃうんですね。だから、日照の問題一つとっても、きちっと住民が納得する理論と計算というんですか、そういうものを示さないと納得できないんですよ。どうでしょうか。

会長（高本正彦君） 施行者のほうでご発言がありますか。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 神屋敷委員の意見として承らせていただきたいと思います。

会長（高本正彦君） ほかにご質問、ご意見。島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷。600名の意見・要望書が出ました。要望書の中は、3項目ありまして、1が形状ですか、2が地積、3がその他というふうになっていましたね、項目ね。1、2は非常に具体的ですから、意見を書きやすい。が、その他にですね、いわゆる形状だとか、地積と関係のないことをたくさん書いた人がおられます。その中には、今神屋敷委員の話されたようなことも書いた人がたくさんいます。したがって、要望書に3項目目のその他というあれですね。おそらく市のほうは、そこに書いてもらいたい意図があったのであろうと思いますが、それを受け取った住民はですね、だから1と2と、それに入らないところを自分の気持ちとして書いて、そういう中に今の神屋敷さんの言われたことなんかも書いた人もいますし、参考資料図10番、これの一番下のところで、青でその他、要望分類で、一番下ですねその他、事業の見直しなんて要望趣旨がそこに書いてあって、そして変更理由と変更概要等とあって、その換地設計に関する内容ではないと、検討適否はバツになっていますね。

僕はね、これを書いた方は、やはり心情として、この区画整理全体を見通して、反対だとかあるいは賛成だとか、そういう意見を述べていらっしゃるに違いないんですね。だけれども、受け取る市としては、施行者としては、これをその他の中の意見を自分たちの定規で分別しているわけですよ。これは換地に関係がない、これは換地に関係がある。あるものは、じゃ、採用しましょう。でも、書いた人はですね、そういう換地に関係があるものを書けというふうには思っていないんですね。その他と書いてありますから。だから、そういう心情を訴えたりなんかするわけです。

で、僕がお聞きしたいのは、じゃ、換地に関係のない、この一番下の事業の見直しというようなことを書いた人のその他の意見はどういうふう処理していらっしゃるんですか。それをちょっと伺いたいです。

会長（高本正彦君） 施行者側、どなたか答弁できます。都市整備部参事。

都市整備部参事（柴田満行君） 換地設計案に対する意見・要望ということで、これは市議会のほうでも一般質問などでもいただいてございまして、事業に関する内容とか、いろいろその換地設計以外の部分のご意見もいただいております。それについては個別にですね、回答をさせていただいております。昨年の12月22日、そして6月の議会でもご質問をいただいて、その後、8月31日までにはですね、それぞれそのような、それぞれの内容について施行者として現段階で回答できる内容については、一応滞りなく事務的には回答をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷です。今の柴田参事の回答で、そうしますと、各個人にそれぞれの要望について、そ

の市の考え方をいわゆる換地に関連のないところについては、それぞれの個人個人の要望について、個々に説明、文書か何かで説明を出していらっしゃるわけですね。

会長（高本正彦君） 柴田参事。

都市整備部参事（柴田満行君） 島谷委員からのご質問でございますが、昨年12月22日というふうに申しましたが、それとことしの6月5日にも反対の会の皆さん方から、権利者の皆さんから個別の回答の個々具体的ご回答をということとさせていただいております、8月の末までにですね、これらについて回答をさせていただいているというような内容でございます。これは、市議会と審議会とは別ではございますが、一般質問の中でも回答させていただいております、その部分については、私ども施行者としてはお答えをしていると。ただ、事業についての見直しとかいろいろご意見はあったのは承知してございます。ただ、施行者としては将来の都市基盤整備というのは必要な事業でございますので、そういうふうな形の中で、それぞれご回答を施行者としてさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷です。いや、僕はその回答のことは伺っておりましたが、共通、いわゆるその回答を寄せられた方々の意見を集約して、その中の共通したものについて文書で出したというふうに伺っておりますが、その共通したということと、個々に回答した、その説明そのものが共通項目の中のものに回答したということになるのですか、そこところは……。僕のほうの質問の仕方が悪いなと思っておりますが、いわゆるその他の中に出ております共通項目を選んで、その共通項目を個々の方々にお知らせしたということですか。もう少し詳しく言いますと、A、B、Cさんはこのところで共通項目だから、A、B、Cさんにはこの回答。それから、D、E、Fの人たちには、その共通項目がそろって、そこに口の回答をする、そういうやり方ですか。

会長（高本正彦君） 都市整備部参事。

都市整備部参事（柴田満行君） ご意見、ご要望の分析を私どもさせていただきましてですね、補償に関するご質問、いろいろな中身の問題があると思うんですね。清算金の問題とか、いろいろなご意見、ご要望もいただいております。それと具体的な工事の実施時期、いつごろになるんだろうというふうな、そういうふうなご質問もいただいております。そして事業の見直し等に関するご意見、パターン化といえばパターン化かもしれませんが、私ども施行者として大きく項目を分類させていただいた中でですね、個人個人にご回答をさせていただいております。一番最初、12月22日には権利者の皆さんへというようなことで、それでは個人の回答にはなっていないというような反対の会の皆さんからもご要望をいただいておりますので、この8月末ですね、この時期に個人個人のお名前をもって、私どもで分類した中で、今、施行者としてできるだけのご回答をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 今の続きなんですけれども、まず回答をまだもらっていないという方もよく聞いています。もう一度、市のほうも調べていただきたいと思えます。要は、そういう方々の意見が生かされなかったということが問題なんだと思うんですね。今回も皆さんの青いところのそういうその他の意見は排除されてしまうということが問題なんだと思うんです。それで、何が何でもこの基盤の目ということが基盤整備だと、市は思い込んでいるけれども、ほかのところ、別に基盤の目じゃないところだって、あるわけですよ。

ちょっとここで聞きたいんですけど、宅盤高のことでちょっと質問を受けたんですけど、その各画地の擁壁の造成とか、地盤というんですか、固まるまで、何年ぐらいかかるんでしょうかというような、それで造成の費用なんかはどういう形で市が負担して、市としてはどのぐらいのお金になるんでしょうかということなんですけど、これはわかりませんか。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 現段階におきまして移転計画あるいは工事計画を策定しておりませんから、今、概算でどのぐらいになりますよという形の回答はできませんけれども、当然、宅盤の問題等含めた段階で、移転計画あるいは工事計画の中で、行政側で対応していく。施行者のほうで対応していく。それに伴ってですね、極端な話、30cmのブロックと60cmのブロック積みではその高さが違いますから、期間的なものも若干違うのであろうというふうには認識はしてはいますが、その時点において、必要に応じて対応していくという考えでございます。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。その例えば擁壁をつくったりするのは、市の費用のほうで出るということなんですかね。ちょっとご質問をいただいたんですけど。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 費用的なものにつきましては、施行者で当然負担をしております。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷なんですけれども、この件に関しても、画地の評価なんかも高低差の0.98係数掛けとか、いろいろなものを考慮しなければならなくなってくるんだと思うんですけども、なおかつ造成とか地盤の固まるまで待つとすれば、仮住まいもどんどん長くなっていくだろうし、いろいろな意味でお金もかかっているといるんです。それで、こういう問題が起きるといっても、このあえて基盤の目にするということだと思っております。既存の道を生かせば、すべてそれがいいかどうかわかりませんよ、もちろん。一部分的には街区を区切って、今のこういう形のほうがいいという場所も出てくるのかもわかりません。その辺は、この審議会で審議したことがないのでわかりませんが、いろいろな意味でこの宅盤のこともそうだし、日当たりのこともそうだし、いろいろな意味で既存の道を生かすというふうないろいろな人の意見を得て、また審議委員の意見も得て、じゃ、ここの審議会で話し合ってみようというふうに思われなかったのか。それで、羽村市のほうとしては、施行者としては、基盤整備がこうだというふうに考えているということと終わらせてしまうというお考えなんですか。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） ただいまのご質問でございますけれども、基本的に私ども、羽村駅西口土地区画整理事業というふうな形で、土地区画整理法に基づいて、この事業を進めてる側の立場の者でございますから、今の段階で現状云々とかというふうな形ではなくて、基本的に今まで、今までです積み重ねてきたこの土地区画整理事業の手法に基づいて対応していく。当然のことだというふうに認識をしております。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷ですけれども、区画整理にも今いろいろ出てきて、別に基盤の目でなくてもいいし、沿道型というものもあるしということがあると思うんですけど、ここのところは平行線になってしまうし、時間の関係もあるので、ちょっとほかのことを聞きたいと思っております。1つ、宅盤高の説明なんですけれども、もう一度確認いたしますが、最初に今度いろいろ街区の話に入る前に宅盤高のCGとか立体図を見せてくださるというようなお話でしたね。それを1つ確認したいことと、先ほどの用途地域。用途地域が審議会、この区画整理審議会にもお諮りしてと、前回のところで言っているんですけども、都の都市計画審議会にもかかると思うんですけども、それがどこの段階に来るのかということ。それからあと事業計画の変更がどういうふうここに、この資料5の進め方のところですけども、関係してくるか教えていただきたいんですけど。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 基本的に今の段階につきましては、あくまでも換地設計（案）を決定をしてくる、今手続中でございますから、これが、換地設計が決まらない限りは、当然先ほども小宮委員の質問があった用途地域の問題だとか、そういうふうなものを、そのときに今、神屋敷委員も言われたように、用途地域の決定については、都市計画審議会のほうにかかかって、最終的には東京都で決定をしていただくという形になりますから、あくまでも区画整理事業については、これこれこういうふうな形で、換地設計が決定をされました。もう市案ももちろん出されていますし、パンフレットも述べている。これでいいかどうかという意見も当然、審議委員の方にお聞きをさせていただきますけれども、審議委員の意見はこうでしたという形はつけて、都市計画審議会のほうに諮っていくというふうになりますので、時期的にはこの換地設計案が決定以後に当然その手続をしていくことになりまして、それにあわせて今言われる事業計画につきましても、当然そういうふうな手続を踏んでいかなければいけない。

これは、事業計画は、当然、今後の工事計画あるいは移転計画、こういうようなものに伴って、最終的には計画を変更していきますから、用途地域の変更時期と、あるいは事業計画の変更時期がイコールかと言われると、これは若干ずれが出てくる。いずれにしても、換地設計の骨子が固まりませんと、次の用途地域の手続あるいは事業計画の変更手続には入っていけない。

もう一つは、今後、東京都からも指導があると思いますけれども、地区計画の問題があるかと思うんですね。できる、できないは別として、これからのまちづくりの中で、地区計画制度を導入していく必要があるというふうに認識はしていますから、用途地域の見直しの中においては、そういう地区計画制度も導入してくる考えは、施行者としては持っています。ただ、それもあくまでも用途地域と地区計画は一体になって、決められてきますから、これは都市計画審議会にお諮りをして運営をしていくという形になりますので、そういうふうな時期的なものについても、骨子が固まった以降にそういう手続に入るといえるということになります。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。そうすると、換地のことでいろいろ意見を言う段階では市案をもとにして意見を言っていくということになるんですか。じゃ、変わるかもしれないけれども、市案をもとにして意見を言う。それで、その評価に基づいて評価は出されているということなんですか。

それとあと、事業計画の変更は全体がすべて決まってしまうと、皆さんに発表して、それからまた意見書が来ますよね。その後だということなんですかね。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 今言われるとおりでございますね。そうでないと、すべてが決まった段階で意見書をいただきますよね。今度は意見書を1件1件、正式に審議会にかけて採択、不採択をしていく。これは前にも今後の進め方の中でもお話をしているように。採択をされたものについては、また見直しをしていくということになりますから。

ですから、その要素を何回も繰り返して、最終的に計画を、骨子を決めて、それに用途地域を正式にかぶせて、地区計画はそこに入ってくると思いますけど、それで固まりますよね。そうすると、用途も移転のときに、例えば用途地域、その新しい用途に伴って、移転をいただくようになってまいりますから、そのときに建ぺい率、容積率はどうなっているかは別として、新しい用途の指定に基づいた建物を建てることができるだろうし、地区計画でこういう建物がいいですよ、だめですよという議論があれば、それも加味されていくと。その段階ですべて計算をしませんと、事業計画そのものの見直しというのは、なかなかいつの段階でやってもずれていってしまいますから、最終的にはそういうふうなものを相対的に動かし終わった段階で、事業計画を見直しをしていくという考え方ですね。それは神屋敷委員が言われているとおりでございますよ。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。そうすると、移転やなんかはどこかで始まるとかそういうことの前の段階で、事業計画の変更とかそういうのはきちっとやっていくということですかね。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 建物の移転云々というのは、相対的に換地設計の骨子が固まった段階で、例えば暫定的に道路を入れていくとか、骨子が固まればですよ。個々の個人の意見の換地の見直しに対して意見・要望は出てきますけれども、全体の構成をされているほかの街路網については決定を全体的にはですよ、できますので、道路網の整備は暫定的にすることはできると思うんですよ。ただ移転は換地が決まらないと、Aさんの換地はここですよ、その意見が出ている。そこで決めてしまうわけにはいかないの、換地の関係については、建物の移転工事となるわけですね。通常の街路工事、道路の築造工事はまた別の計画を立てていくということです。

いいですか。街区をつくっていくには道路がないと街区はできないわけですよ。ですから、移転をお願いするにしても、道路に新しい街路ができていて、画地形成ができて移転ですから、道路工事は最初に進めていきますよ。計画的に。ただ移転工事は移転計画、建物の移転工事は換地が決まらないと移転ができないということです。よろしいですか。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。そうすると、移転とか換地とかがみんな合意が得られた段階で、改めて全体の合意が得られた段階で、改めて事業計画の変更とかそういう話が出てくるということで、考えてよろしいんですか。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 合意の上ではなくて、換地設計を施行者として決定をする。換地設計が最終的に意見をいただいて、見直しをして、審議会にかけて採択、不採択、そういう議論が終わった段階で、施行者として決定しますから、それに合わせて移転計画を進めていくということです。すべての合意を得るといのはなかなか難しいというふうに認識していますよ、当然。反対をされている方もおられるし。あくまでも区画整理の施行者として、意見を聞いて審議会に諮って、採択、不採択の議論を経た後に決定をしますから、その後建物の移転計画を策定をして進めていくということです。その段階で、当然新たに事業計画も見直さなければいけないということになりますので。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷ですけれども、地権者さんなんかが一番そのところが心配なところなんだと思

うんですけれども、すべていろいろな方たちがある程度の合意をこの審議会で、不採択、採択が決まりますよね。採択した場合には、いろいろな案で、そこのところは変わっていきますよね。それから不採択になった方にも合意が得られる形にしていくということがない限り、すごくどこかで工事が始まってしまったら、玉突き状態で、圧力が生まれるということはないのでしょうか。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 玉突きに進めて云々で、圧力をかけるわけではございませんで、あくまでも街区構成をしていくためには、街路部分、道路を築造していかなければ、街区そのものが構成されませんので、移転をするための準備としてはそういう工事を進めていくということは、事業の進捗を図る上では必要だというふうに思っていますけれども、圧力をかけるためにやるわけではございませんで、あくまでも、少なくともそういうふうなものについて、順番に進めていくという考え方です。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷ですけれども、でも、結果的にそういう状況を生まないようにやるのが施行者なんだと思うんですね。やはりこれだけ図面に対しても苦しい批判がある中で、やっぱり移転の中で住民同士が圧力をかけ合ったり、苦しい状況にならないようにしていくのが、施行者の務めなんじゃないかと思うんですね。どうでしょうか。最後に……。

会長（高本正彦君） 傍聴者はお静かに願います。

委員（神屋敷和子君） 先ほど、一番最初のところに戻りますけれども、じゃ、これから換地のこの意見を言う前にいろいろな資料を路線価、宅盤とか道路の街路の大きい図面とか、用途地域の図面とか、そういうのを示していただくということ。それから意見を言うときに、やはり冊子を、この28回の冊子なんですけれども、そこところに赤道とか私道、前から言っているんですけれども、それから市が出した井戸・墓地の資料から按分の資料、用途地域の資料とか路線価の資料とか、堅固な建物とその一覧とか、飛換地がどういうところがこういうふうな用途地域の関係でなるよとか、その宅盤の立体図とか、そういうものをとじ合わせた1冊の資料をつくっていただいたほうが、1期の方はやっぱり質問が出てくると思うんですね。それから答申の文章とか、そういうのもきちっと入れて、1冊の本にさせていただかないと、なかなか意見は言えないかなと思うんですけど。

会長（高本正彦君） 施行者側。区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 第3回のときにも同様の意見を言われているように思いますけれども、できるだけ資料提供に努めていくのが私ども……。ただ、この前もお話をしたように、既に管理課のほうでもそういうふうな形で、できるだけ資料を提供をしていくというふうにお答えはしているわけですから、今言われるようなものの意見を踏まえて対応していく考えであります。

以上です。

会長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまの神屋敷委員さんのほうからご質問のありました答申関係につきましても、2期の審議会委員には当初、お配りをさせていただきまして、全体的なこれまでの経過を踏まえてご説明をさせていただいております。

以上です。

委員（神屋敷和子君） 資料はつくるんですね、今おっしゃった。

会長（高本正彦君） 区画整理管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） 私のほうで今、お答えをさせていただいているのは、答申関係の資料、これについては既にお渡ししてあると。2期目の委員さんにもお渡ししてございます。そういうことでご説明をさせていただいたものでございます。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） これ、字句ですね、統一したほうがいいと思いますのは、例えば参考図面の8なんかで、このブロックという意味でしょうね、これ、4ブロックだとか1ブロックだと。BLと書いてありますね。その前の図面の7、これ街区のことですよね。違うんですか。同じ。ブロックと街区は同じですね。BLというのはこれ、ブロックということですね。中のほうには街区と書いてあるが、街区のことですよね。

会長（高本正彦君） どたなか回答いただけないですか。

委員（島谷晴朗君） ブロックですね。これからは街区というふうに統一……。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） それがわかりやすいでしょうね。

委員（島谷晴朗君） それは、だって、例えば参考図面の7の場合は5街区と書いてある、こちらの……。会長よろしいですか。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷です。実はちょっとこの資料と離れるんですけども、前回のときに、これからは非公開になるのが多くなる、あるいは非公開というような話で、それはその時々であれで、審議委員会で諮るということになっているんですが、これがどうしても私には引がかかって仕方がないんですね。その大きな理由は、施行者のほうの言う理由は、意思形成過程では開示しない、個人情報については開示しないと言っていますが、まず第1点で個人情報のどういうものを開示しないのか。個人情報だから開示しないというのは、ちょっとこれはおかしいわけですよ。個人情報でも開示しても、例えば氏名だとか住所とかそういうのはもう開示していいと思いますね。

その個人情報の中の当然、プライバシー関係については、個人情報保護条例では、4項目ほど開示していけない、非公開にすることということじゃなくて、もっと踏み込んで、収集してはいけないというふうになっていますね。ですから、収集してまでもいけないということになっているわけですが、これは個人情報としてはあり得ないわけですから、そういうルールといいますかね、どこでどういうふうになだれが判定をして、そしてその判定の基準のようなものがあるのかないのか、あったら教えてほしい。それが第1点。

それから第2点ではですね、先ほども繰り返しになりますけれども、できるだけ意思形成過程のものであってもですね、出してほしいですよね。それは当然、今まではこういう説明でした。意思形成過程のものは、中身がどんどん変わっていくと。変わっていくものを出すわけにはいかないと。そういう過程のものは出せないということだったんですが、でも変わっていくものも出してしかるべきだと、僕は思うんですね。例えば国でやっております仕分け事業なんていうのは、あれは意思形成過程そのものですよ。ああいうのに出ると、ああいうふうにして決まっていくのかというの、国民にとって非常にわかりやすいわけですね。だから、私たちのこの審議会においても、できるだけそういう意思形成過程のものは出してほしい。それがいわゆる個人情報でということで、シャットアウトされるわけですから、それで第1点の何かルールがあったら、個人情報のどういうところが非公開になるのか。開示しちゃだめなのかということがまだよくわかりませんね。

それから、それで第2点目、第3点目ですけども、実はそれで、この間の第2回ときには傍聴者が傍聴できなくなりました。そのときにやはり住民の方からえらい憤りの声を聞いたんですよ。いろいろなあれがありましたけれども、1つだけ申し上げますと、おれたち、ここの住民、地権者の方々が傍聴に来て追い出された。にもかかわらず、じゃ、新都市建設公社の職員はなぜ残っているんだと。なぜ出さないんだと。おれたちと一緒に。そういう怒りの声を聞きました。だから、それはどうして、じゃ、新都市建設公社、我々から言えば、業者の方ですよ。業者の方に何でそこに残ってなくちゃいけないのか。個人情報であれば、第三者の業者には出してもらおうのが当たり前ではないかという意見です。そういうことで、怒りが。

もしもですね、そういう方がここにいるとするのであれば、何かそういうような扱い、契約書の中にあるというふうには聞いておりますが、その契約書の中に細かく、だれとだれとだれが、じゃ、ここに入っているんだという、その個人までもちゃんと指定してやっているのかと。この審議会。そういう指定された人でないと、新都市建設公社職員全員分にこの個人情報が行き渡ってしまうということにならないのか。そういう心配もやっぱりなされるわけですね、わからない者には。だから、こういうところをやはりわかるようにちょっと説明してもらえませんか。

会長（高本正彦君） 管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいま、島谷委員からのご質問でございますけれども、個人情報の取り扱いにつきましては、前回の審議会でも、私のほうからその考え方について、施行者、あと事務局として妥当ではないかということでご説明をさせていただきます。この個人情報につきましては、第1期の審議会からも再三この議論がなされているところでございます。今回、改めて今のご質問にお答えをさせていただくとするならば、個人情報に個人に関する情報、これが個人情報保護条例で規定してございますが、特定の個人を識別することができるもの、または特定の個人を識別する

ことはできませんが、公にすることにより、なお個人の権利・利益を害するおそれがあるものということで定めてございます。したがって、前回から引き続いて今回、継続審議ということでご議論をいただいておりますけれども、資料の後半にあります調書につきましては、まさに個人名が載っていて、意見・要望が載ってまいります。これについては、まさしく個人のプライバシーの部分にかかるという考え方に立ってございます。

それから、なおかつは今、前回もご説明をさせていただいておりますけれども、この個人情報保護条例の3条2項では、この実施機関の職員の位置づけをご説明させていただいております。これは区画整理審議会委員さんも実施機関の職員であるということで、これはですね、個人情報の取り扱いについては、十分ご注意ください。適正な管理に努めていただくという状況も出てまいりますものですから、審議会の中ではそういう取り扱いにさせていただくのが妥当ではないかということでご説明をさせていただいております。

それから、2つ目でございますが、公社の職員がなぜここに出て、その個人情報の取り扱いはどうなっているんだということでございますけれども、これはですね、区画整理審議会運営規則の第10条に職員等の出席ということで規定がございます。この中では、市職員、そして東京都新都市建設公社の職員及び会長が必要と認めた者は会議に出席をいただいて、議案について説明をし、これに伴う意見を述べるができるということで規定をいたしております。これにつきましては、新都市建設公社さんの公社の職員については、この規定によって出席を願っていると。なおかつ出席に当たっては、私どものほうからその依頼を申し上げて、出席を願っているというものでございます。

今、お話があったように、今後、じゃ、どなたが出席をされて、その説明なりご意見に対して説明を申し上げるかというようなところは、現段階、これまでについては、特段お名前は申し上げてございませんけれども、必要があれば、今後それらについても対応はしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 島谷です。

会長（高本正彦君） ちょっと、今の発言に対してですね。

委員（島谷晴朗君） はい。今の説明で、ちょっとこれ、時間が来てしまいましたので、簡単にあれしますが、個人情報として特定できるのは、それはいいんですけども、それを非開示にするというのは、やはり非開示にするというところは、どうやって決めるんですかね。

会長（高本正彦君） 非公開ね。

委員（島谷晴朗君） ごめんなさい、非公開にするということですね。それをちょっともう一度お願いします。

会長（高本正彦君） 施行者側。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまご質問でございますが、個人情報というその定義につきましては、これまでご説明申し上げておりますが、基本的には個人情報につきましては原則すべて非公開というのがその大前提でございます。審議会での公開・非公開につきましては、私どものほうでこれまでご説明はさせていただき、ご提案はさせていただいておりますけれども、施行者側がこれを非公開というふうに決められるものではございませんので、審議会の規則の中で、委員さんの意見を伺って、過半数の同意をいただかないと、会長が非公開にできないという規定がございます。これらについては審議会の中でご意見を伺っていただいた中で、決定をいただくものというふうに私どもでは考えてございます。以上でございます。

委員（島谷晴朗君） もう一つですね。

会長（高本正彦君） 島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 今の公社の方ですね、公社の職員については、何かやはり市と、それから公社との間で、その契約関係で、そういう個人情報がしっかり守られているような、そういう何か細かな規定、仕様書のようなものがあるんですね。

会長（高本正彦君） 区画整理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまのご質問でございますが、当然、公社等の業務委託契約の中には、別紙をもってすけれども、その個人情報の取り扱いについては厳格に行うというような内容の手続はとってございます。なお

かつ、具体的にはちょっと私どもで今資料が手元にございませぬが、新都市建設公社そのものも、受託に当たってはその個人情報の取り扱いについては、内部できちっとした規定を持ってございませぬので、当然、そういった秘密に関することについては、その中で厳格に対応されるものというふうを考えてございませぬ。

以上でございませぬ。

委員（島谷晴朗君） その個人情報を扱う職員も限定してあるわけですね。それは公社のほうで限定するんですか。こちらが限定するんですか。市のほう。

会長（高本正彦君） 区画整理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） 先ほどもちょっとそれに触れさせていただきましたけれども、この審議会において、これまでの審議会においては、その新都市建設公社に出席をいただいておりますけれども、その職員は特にお名前を申し上げて、特定はこの中でしてございませぬ。ただ、いつも出席されている職員は限定されています。なおかつ、公社職員もすべての職員がその個人情報の取り扱い、個人情報保護条例、私どもでは個人情報保護条例ですけども、公社さんに内部のそういった規定の中できちっと守られているというものでございませぬ。

会長（高本正彦君） そろそろ議論が尽きたようございませぬが……。関連ですか。神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。ここの席で、これから情報公開をするか公開しないかが決まってくるんだと思うんですけども、個人情報イコール非公開ということではもちろんなくて、特に区画整理というものは相対関係ができる事業でありますし、縦覧という制度があるということが大きいと思ひます。みんなが確認し合うような情報のオープン化というのが必要です。個人情報をすべて非公開にするということで、すべて市が都合の悪いものを排除していくという可能性があるんですね。見せないようにしていく。これが実はですね、34回の審議会委員に渡された議事録、それと一般用の閲覧用の議事録をちょっと取り寄せてみましたところ、非常にですね、個人情報とはかけ離れた今の実態を示した内容が全部削られているんですね。例えば吉永委員さんが言った市役所の説明と公社の説明が食い違っているとか、樹木のどうのこうのとか、この地域に帰ってきたいとか、もうほとんどは中身はしょって言ひますけれども、そういうような実態ですよ。それから、柴田参事さんがお答えになった、1人で抱えなくてやって、お手伝いをさせていただきますみたいな、いろいろなこの状況の実態というものが全部伏せられてしまひて、黒塗りになっているんです。

こういうのは、やはりいろいろな地権者が見るときに、ああ、こういう実態があるんだということがわかるようにしなければいけないし、必要以上にこうやって伏せていくということ自体が、ますますこの羽村市が住民や地権者に秘密裏のものごとを進めていって、文章の下を読めば、え、何があったのかな、これって、逆にすごく不信を持たれるということにもなると思うので、非常にこの審議会委員の方も一応閲覧用のものを取り寄せて、自分のどこがどういうふうになされてるかというのを確認になったほうがよろしいと思ひます。それで、公開していくという、すべてオープン化、ほとんど、これは言っちゃいけないことだよなど、常識的なこと以外のことはずべて知らせていくという方向で行かないと、非常に不幸な状況が起き得るということをお私意見として伝えておきます。

以上です。

会長（高本正彦君） いろいろと意見がございませぬけれども、この際、公開・非公開についての……。いいですか。意見が賛成・反対がありますので、今後、この審議会としてどういうふうに取り扱っていくかということについて委員の皆さんの採決でもって決めさせていただきますと思ひますが、いかがですか。

（「今ですか」「何が決まるんですか」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） 今、こういった要望の中で決めて、次回以降運用したいと。

委員（神屋敷和子君） すみませぬ、ちょっと待ってください。先ほど、全体の宅盤の説明とか、全体の地図の説明とか、まずこの中に入る前に、そういう説明を資料として渡していただいて、その、事務局なんだと思うんですね。後ろにいらっしゃる石川課長さんたちは、ここは審議会の席です。審議会で決めたほうがいいと思ひます。権利者にすべてかかってくることですよ。生活に、ほんとうに命にもかかわることです。全体のそういう地図やなんかの説明もある。だから前回、会長さんがおっしゃったように、ここからは非公開だということはあるかもしれません。いろいろ考え方はあると思ひますけれども、そこで話し合ひて決めるべきだと思ひます。

会長（高本正彦君） ほかに委員さんのお意見はございませぬでしょうか。どうぞ。

委員（武政健太郎君） 今、公開・非公開の話があつて、一応今の現時点でこれから非公開にしますか、公開にしますかという決をとるのは……。その内容を一応確認してから、その決をとるのは構わないと思うんです。何を非公開とい

うことだというあれで議決をとるのは差し支えない。

会長（高本正彦君） なるほどね。今、武政さんから、要は非公開、何の場合には非公開で、何の場合は公開だということをはっきりと、それで決めたらどうかというアドバイスをいただいたんですが、乱暴にここで次回から非公開・公開よと、確かに乱暴な発言だったと思いますし、ぜひ一回、当然非公開にしないかならないものは、きちっとやらなくちゃいけないと思います。それ以外のものはすべてオープンにしていきたいというような気持ちがございますので、そういったことを踏まえてですね、次回、非公開、次回でいいの……。何か次回以降、整理していかなくちゃいけない。それに当たります、今ご意見をいただいたんですけども、ほかの委員さんでご意見がございますでしょうか。

委員（中野恒雄君） 2番・中野です。

会長（高本正彦君） ちょっとお待ちください。

委員（中野恒雄君） 私、前回の会議のときに、この場で賛否をとってくださいという話はしたんですけど、非常に端な選択ということ。今回、今、会長さんがここで賛否をとりたいたいと言って、私は非常に結構なことであって、これは羽村の条例に基づくものですから、今後、……のいろいろな問題が出ますので、これが個人情報に完全に行くと思うので、これは絶対非公開ということ。そういう中でぜひとも今回、賛否をとっていただきたいと思います。そうすれば、今後のロードマップにのっとったいろいろな行事が進んでいくと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

会長（高本正彦君） 神屋敷さん。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷です。次回のその審議の内容とか説明資料の内容によって変わってくると思うんです。宅盤の話とか、全体道路図とか、そういうものとか、意見が分かれるところはあると思うんですけど、そのところはここで、これは、というふう話し合っただけで決まるとはいけません。だから、路線価の話とか、全体の用途地域がこうだというふうな話とか、細かいものの中に入る前の話というのは、もう相談しなくても、それはみんなが聞けるものだと思うんです。その後、そういうものが出てきたら、ここで話し合っただけで決めていけばいいんだと思いますけれども。

会長（高本正彦君） 中野委員。

委員（中野恒雄君） 神屋敷さんとは、何か実際のこの説明もですね、あくまでもこれは資料ですから、第1次案をもとにつくられたものだと思うんですね。それで、これから出てくるものというのは2次案ですから、今後の1つの行き方ですから、そこで論をするわけですから、今のこの論をしていると、2次案を示されないといいですね。ぜひとも、だからここで一応非公開の原則を出していただいて、賛否をとっていただいて、それでそうすれば、この次の1つのロードマップによって出てくると思うんですね。あくまでも仮想上の話を累々としていても前に進まないと思うんです。そういうことでぜひともとっていただきたいと思います。

会長（高本正彦君） ほかにご意見はございますか。

委員（島谷晴朗君） ロードマップどおりに進めるために非公開にしましょうなんて、そういう乱暴な話はちょっと理解しにくいですね。

会長（高本正彦君） 黒木さん。

委員（黒木中君） 前回からの継続審議ということで、前回、こういう一般的なお話をした後、エリアごとだかブロックごとだかよくわかりませんが、その一度には全部できないので、順次資料、参考図面10にあるようなものも具体的なものを提示して、説明をここにされると。そういう段階になったときには個人情報になるので、規定から行くと多分、非公開になると決まるとのことですが、規定から行くと多分非公開になるんだと思うんですけども、前回、中野委員さんなんかからも質問があったときに、その宅盤面についてどうなっているんだと。きょうも神屋敷さんがおっしゃっていましたが、それはその全体的なこの説明の場ですね、個々のその案件に入る前に、説明をされるつもりなのか、施行者側としてですね。それとも具体的にその宅盤面にかかわるような、この間も話にありました、川崎地区とか、この下のほうのハケの上の地区とかですね、そういうところになったときにご説明をされるつもりなのか、もし、できればその全体的な宅盤面の話を1回していただいて、それから個々の話に入っていただくほうが、私なんかは進め方としていいかなとは思っているんですけども、施行者側としてはこの間のお話をちょっと聞いて、私が受けた印象は、そのこのそれに関係ある場面に来たらご説明をしますみたいな、そうは説明されなかったかもしれないんですけども、印象としてそういうふうな思っていたんですね、なので、神屋敷さんが今日はそれを全体的に1回説明してもらえませんか

たいなお話がありましたので、そこの進め方を施行者側としてどういうふうにお考えになっているかをちょっとお伺いしたいなと思います。

会長（高本正彦君） 事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 進め方として、例えば全体の宅地盤面の高さの調査結果につきましてお示しをしていくというのは当然だというふうに思っていますので、それを最初の段階でお示しをするということは、示しはしますけれども、その調査結果そのものと、換地設計の各ブロックごとのエリアごとにですね、そういうようなものを照らしながら審議をしていただいたほうが、私どもとしては進めやすいんじゃないかという提案をしているだけで、換地設計上の中で行けば、全体設計図を見せますとか、街路網図を見せます、宅地番の結果を見せますよと、それは資料として提示をすることについてはやぶさかではございませんけれども、そこに議論が加わるということの要素がないのかなというふうな受けとめていましたので、この前はブロックごとに順次進めていっていただければというご説明をしたところ。

議案、ですから、エリアごとに6つのエリアがございますから、ご説明したとおり、資料的に提示することについてはやぶさかではございませんし、先ほど神屋敷委員が言われたような資料も用意しておきますので、進め方の中で、その内容を議論いただくわけではないと思いますので、私どもとしては、各エリアごとによって1ブロックから順次進めていくということでもあります。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（加藤照夫君） 個人情報の扱いのお話でよろしいですか。

会長（高本正彦君） はい。個人情報。

委員（加藤照夫君） 個人情報の話。公開・非公開の関係の話でいいですか。

会長（高本正彦君） ちょっとお待ち……。今、道路の宅盤なり、それをどうしようかということで、ちょっとお待ちください。

委員（黒木中君） 私がお伺いしたかったのは、今、お話にもありましたけれども、具体的な画地一つ一つのことに入っていくのであれば、この間おっしゃったように個人情報が絡んでくるので、そこに話を踏み入れたいと、その話をしていくんだということであれば、その段階から非公開の決をとって非公開にしないといけないと思うんですけど、その前に、少なくとも私は宅盤の話は聞いてみたいなというふうな私自身は思っているものですから、全体的なですね。そこら辺を1回説明していただけるのか、それとももう順次その、さっきおっしゃったような形どおりで進めて、その関連のあるところに来たときに詳細な説明をしていただくのか、全体を、図面のそういうのを説明しても構わないというふうなさっきおっしゃったので、ただ、確かにそのブロックに関係ないところでその話を聞いても、具体的に云々ということはあまりならないんですが、ちょっと宅盤のことは心配なので、その件について全体的な説明は、ほかのことはともかくとして……。

遅くしたいと思っているんじゃないんですね。これ、地権者の方々も、この審議会で、1回審議をしなければ、施行者側も手続として地権者側に示すことができない、個人個人に。事情はよくわかるので、早く審議を進めて、どんどん個々のものも進めていきたいと、そのほうがいいとは思いますが、宅盤面のことについては、ちょっと全体的な説明を1回してもらえるとありがたいなと思うんですけど。

会長（高本正彦君） 区画整理事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 先ほど申し上げたように、調査結果の1枚の図面をお示ししますので、そのときに当然、説明はさせていただきますけれども。だから、全体の宅盤の調査結果をご説明いたしますから、それはそれとして当然説明しなければいけないことですので説明いたしますので。その中であわせて各ブロックごとに見ていただいたほうがよりわかるのではないですかということです。

会長（高本正彦君） その説明は次回の審議会とか、そういったところでいいですか。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） はい、それは……。

会長（高本正彦君） 神屋敷委員。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷なんですけれども、全体的な質問ということもあると思うんですね。全体にか

かわる宅盤のCGが1月にできるわけですよ、いろいろ立体図とか。そういうものの全体的な図面への質問というのもあると思うんですよ。まず、それを見てもわからないんですけど、何もそこからすべてということじゃなくてもきちっとそういう質問は受けて、全体的な話をわかってからじゃないと、中に入れないというふうに、私は思うんですけど。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） どういう宅地番の図面を想定されているのかわかりませんが、CGにつきましては1月の末までには納期ですので、それ以降、納品され次第、それはお見せします。その前にもう宅盤上の数値は出ていますから、その資料は提供いたしますけれども、それに対して数値、実際に測量した数値結果をお見せするわけですから、高い低いという数字が出ている。

委員（神屋敷和子君） 立体図。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 立体図は1月の末に納品され次第、イメージ図はお見せしますというふうに申し上げているわけですから、数字が例えば1m違いますよ云々ということについての認識についての図面は当然お示ししますという。立体図は1月の末に納品され次第説明をしますよと。もう一度言っておきます。

会長（高本正彦君） 何か黒木さん、補足説明を。

委員（黒木中君） いやいや、よくわかりました。で、個々の説明に入りたいというふうに施行者側が思われるのは、できるだけ早く、今、換地設計、新しい案を示したものでつくった案をですね、地権者側の手元にお届けをしたいと思っただけでいらっしやるんでしょから、次回から個々の案件に、ブロックごとに説明なさるのか、多分そういうふうになると思うんですけど、エリアごとですね。それに私は入っていただいていた方がいいと思うので、それはそれに入るといふことでしたら、当然、決をとった上で非公開にして、始めて構わないというふうには私は思います。

会長（高本正彦君） 今、黒木さんのほうから……。関連ですか。

委員（島谷晴朗君） 僕は今、黒木委員のおっしゃること、わかりますけれども、これは見直しに当たって考慮すべき事項なんですよ。それで造成計画と、参考図面の6は。だから、これ、見直しをこのあれで、全体のこの地域の見直しすべき図面がまた新たに出てくるだろうと思うんですが、考慮すべき事項として造成計画が、これ行われていると、この宅盤のところはね。だから、当然これは見直しをして、そしてその全体の図面が出てくるだろうと。そうしないと、こちらは判断しようがありませんよね。だからそういうことなんですよ。

会長（高本正彦君） 見直しというのはどういうことですか。

委員（島谷晴朗君） ここに「換地設計案の見直しに当たって考慮すべき事項」、これは出てくるはずなんですよ。

会長（高本正彦君） 宅盤そのものの計画は見直しそのままですよ。

委員（島谷晴朗君） ええ、換地の位置がここだから……。

会長（高本正彦君） だから今、その新しいところの……。

委員（島谷晴朗君） 宅盤に集約されてしまったけれども、その宅盤のところ1つとっても、これ、見直しに当たって考慮するんですよ。考慮して、その全体図面を私たちに示してくださいということになって、それで出すと言っているわけでしょう。

会長（高本正彦君） 宅盤の全体図面ですか。

委員（島谷晴朗君） いや、宅盤も含めて。だって、そうしないと、何がどう見直しになったのかわからないじゃないですか。施行者側は個々の問題にかかわるんですか。

会長（高本正彦君） 施行者側、そこはよろしいですか。宅盤なり、そういった図面を皆さんにお渡しするという話になっているということなんですけれども。事業課長。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 宅地盤面の高さについての云々というのは、前から申し上げているように、この地区には高低差がありますよという話をして、調査もしていますので、その調査結果をお示しをします。ただ、今言われるように、換地の宅地盤面の高さはこうですよというのが、数字的にはもう出ていますので、それで当然見ていただいて構わないと思います。ただ、イメージ的に川崎方面へ行けば行くほど低くなりますよということを申し上げているわけですよ。

が、それは立体的に見たほうがよりわかりやすいんじゃないですかということ、私もCG画像を今お願いをしているところ。ただ、例えばいわゆる地区においては、そんなに高低差があるわけではないわけですね。ですから、順序立てて、そのブロックごとに資料は提供いたしますから、このブロックについては高低差はあまりありませんね、ということのブロックのエリアもあるわけですから、順次やっていっていただいて、必要なエリアのときについては、当然そういうのを見ながら、参考にさせていただければというふうに考えているわけです。

委員（島谷晴朗君） それならわかりますよ。

会長（高本正彦君） ほかにございますか。

委員（島谷晴朗君） だから、したがって説明は聞きます。そしてもちろん質問もあります。だから、初めから非公開なんてしないで、その段階になったら非公開にすればいいじゃないですか。みんなの決をとって。そういうことじゃないですか。

会長（高本正彦君） 非公開って何が非公開なのかって……。

委員（島谷晴朗君） ごめんなさい。それと関係ないんですか、今、黒木さんのおっしゃったことは。

委員（黒木中君） いえ、そうなんですけど、今の説明で、私はよくわかったんですけど、個人情報にかかわる事が、かかわってくるようになるので、私は決をとって非公開のほうがいいと思っているんですね。で、あの今は全体的な漠然とした概論的なことですが、これから具体的に入って行って、宅盤面のことが大きくかかわってくるのは川崎地区のことで、1月中にはもっとわかりやすいCG、図面もできるということなので、川崎地区は、ほかのところもその1月末までに終わるかどうかわかりませんが、できるだけ早く、順次やっていっていただいたほうが、あまり時間をいたずらにとるのはどうかと思うので、いいんじゃないでしょうかというふうに申し上げているんですけど、ご理解いただけないでしょうか。

会長（高本正彦君） 島田さん。

委員（島田俊男君） 今ですね、川崎地区だけだということなんですけど、本町のほうもそうなんですよね、実際は。結構、範囲が広いので、特定の地域だけということだと困るんです。

委員（黒木中君） すみません、一番高低差が大きいのは川崎地区なので。ただ、順次話は始めていって構わないんじゃないでしょうかということですね。その具体的な図面が必要な地区はそれができてからでもいいんじゃないでしょうかというふうに申し上げます。

会長（高本正彦君） 時間もそろそろ迫っているので、あと一、二問をお願いします。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷ですけど、何でそんなにこだわるのかわからないんですけど、審議委員として頭の中に全体図というのがわかっていないと、その中の街区なんですよ。つながりがないわけじゃないわけですよ。だから、宅盤もそうだけど、道路網もそうだし、いろいろなその、位置関係というんですか、ほんとうは路線価図とか、そういうものを全部一度説明して、こういう状況になっていますという説明があって、中に入っていきならわかるんですけど、何か全然全体もわからないまま、この部分だけねという形でやっていくというのは、ちょっとまずいと思うんですよ。それにはやっぱり質問する人もいるだろうから、そういうのをやっていったらいいんじゃないか。ちゃんと、全体のをまずやってから、そんなに違わないと思うんですけどね、いつもと。

委員（武政健太郎君） 9番・武政です。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（武政健太郎君） 個々に街区の説明をするなど、まず画地のあれからやりなさいという話なんですけど、私はどちらかといえば、黒木さんの言っているような方法でいいと思います。街区の説明をとにかく、それに沿って宅盤の説明も付随してやっていくのであれば、別に特に宅盤の説明をする必要はないと思いますし、それがわからないということじゃないと思います。その説明を順次、地域を追って順番にやっていけば済むことであるし、時間的な制約もそれでかなり助かるんじゃないかなというふうに思います。ここで決をとってもよろしいのかなと。だから、宅盤と一緒に説明をする。そのときには非公開ということでもよろしいかどうかというような決のとり方でもいいと思いますが。

会長（高本正彦君） いかがですか。

委員（島谷晴朗君） ちょっとわからないんですが、宅盤の説明があるから、宅盤のときに非公開というのはどういうことか、ちょっとわからないんですけどね。やはり全体の図面、もっとはっきり言えば資料の4だとかです。資料の5、これはあるわけですよ、見直し。これを図面にしたらどうなるかというのを知りたいんですよ。資料4、資料5って、これ、ちゃんと意見、要望書にまとめて提出されているんです。これを図面にしたらどうなるんですかということを知りたいんですよ、簡単に言えば。これが出てこないから追ってこうやってしているんですよ。その図面がね。そして、それから個々の街区に入るんですよ。

会長（高本正彦君） 資料4って、どれだったかな。ごめんなさい。いずれにしても、例えば土地を利用する、あるいは建物を建てるというのだから、グラウンドレベル、計画高が幾つになるか、どのくらい高くなるか低くなるかとかですね、当然整地はその高さでやることになると思います。そうですね。斜めのところは整地までは施行者がやるということで、換地を引き渡すという理解をしているので、それでいいんでしょうか。

委員（島谷晴朗君） この資料4、資料5には宅盤のことは出ていないんですよ。出ていないんです。このところがですね、やはり今までの換地設計（案）の変更の概要ですから、それには宅盤高をこれにつけ加えてくださればね。

会長（高本正彦君） 特に南のほうが急斜面です。宅盤とかはその、道路に対してどういう数字づけになるかというのは、大変重要な観点だと思うんですよ。ですから、そこあたりをそれぞれの権利者の方にどういう説明をしていくのかと。またその計画レベルをどういうふうに押さえていくかということも含めてですね、一度審議会の中でご説明いただくということではよろしいでしょうか。平らなところはそれほどあれなんですけど、特にこの地区は南側は大変急な状態にありますので、道路との関係を一般的な宅地の接道の仕方はどうなるかというのは、大変審議会としても重要な話だと思いますので、ぜひお願いしたいということを私からもお願いしたいんですが。都市整備部長。

都市整備部長（青木次郎君） 当然ですね、宅盤についての説明も、先ほど事業課長が申しておりますが、この審議会の冒頭もいろいろの審議がされて、あくまでもその見直した案、個々の画地についてご説明をしていきます。それというのは当然、全面道路との取り合いとかそういうような形になってきます。ですから、今後のですね審議会ではあくまでも個々の画地についてご説明をしていく。その中で全体的な宅盤のところも、道路のところもご説明していくようになります。ですから、次回からはすべて個別、いわゆる個々の画地についてご説明していくというふうな形になりますので、この審議会です。公開・非公開について決定していただきたいということです。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（神屋敷和子君） 4番・神屋敷ですけれども、その中に入っていきというのはわかるんですよ、わかるんですよ、それは。だけど、その前に全体的なものがわからないで、どうやって意見が言えるのか。ちゃんとした全体的なものをまず説明してくださいというだけの話じゃないですか。その全体的なものを話すときには、何も傍聴者はだめだ、何だということは要らないんじゃないですかというだけの話じゃないですか。何でそんなにしょっぱなから、しょっぱなからってこだわるのかわからないんですけど。

委員（島谷晴朗君） いや、もうまるっきりその非公開を許さないとか何とか、そういうふうにとっているんだらうと思うんだけど、そんなことはないですよ。だからまず、これ、見直しがあって、こういうのが図面にできるんだらうら、それを皆さんに、地権者の方々に示すわけでしょう。ですから、その示すものを我々に、審議委員には見せたっていいじゃないですか。

会長（高本正彦君） 黒木委員。

委員（黒木中君） 次回から、今、部長さんがおっしゃったように、個々の見直した案件のことについて説明をしていきたいということですよ。それで、私もですね、今回の見直しはいろいろな面で道路の形状も変わっていますし、6mだった道路が部分的にですけども、5.5mになって、換地の減歩率なんかにも随分と影響が出ているだろうし、それから大分個々の意見書を取り上げて改善がされたんだというふうにするんですよ。それを早く審議会で、それに目を通してですね、意見を言って、それで待ち焦がれている地権者のところにそれをご提示するということはですね、やはりそれを速やかにやるというのは審議会の責務の1つじゃないかなと思うんですよ。だから、いたずらに延ばすということじゃなくて……。いいですか。個々の案件に入っていただきたいなというふうにするんですよ。ですから、もう次回から個々のことを説明したいということであれば、そういうふうにしていただきたいなと思っているんですよ。そういうふうになるとすれば、決をとって非公開で進めていくのもやむを得ないかなと、そういうふうには思っています。

会長（高本正彦君） 7番・小宮委員。

委員（小宮國暉君） 皆さん方のご意見もそうなんですけれども、次回からどうのこうのという議論の前にですね。よろしいですか。この換地設計見直し方針とか、これを検討しますとかということが示されているわけですよ。しかし具体的な絵柄になっていないんですね。前回、第1回で示されたような、ここに何m道路が入りますよ。ここに公園ができませんよ。しかし、この見直し案でそれがどう変わったのか。どこに視点を置いて、これが、こういう絵柄ができました。これは別に質疑応答は、私は一向に構わないと思うんですよ。しかし諮問事項でないとなったら、それはもう決定ですよ。それが諮問じゃないとおっしゃるんでしたら、権能がないと。

今の進め方もそうですよ。審議会の権能でないとなったら、今の言うとおりでですよ、青木部長が言うとおりで。個々にやりたい。だから非公開だ。権能がありますよ、私から言わせれば、審議会の。こういうことを。それを示して、この資料4ですか、資料4にこういうことを検討します、こういうことを対応しますと書いてあるわけです。しかし、具体的な絵柄がまだないんです、私どもには示されていないんです。これから、今つくっているところだと思う。それをやって、それでこの、じゃ、A街区から行きましょう、Bブロックから行きましょう。そういうことじゃないでしょうか。全体は部分であって、部分は全体ですよ。両方がかみ合わなければ、いきなり個々に入っていくって、これはまずいと私は思っていますよ。個は確かに全体です。個の集まりですから。しかし全体があって初めて個が出るんです。個と全体は融合しなくちゃなりません。そういう私の意見で、いかがでしょうか。

会長（高本正彦君） 都市整備部長。

都市整備部長（青木次郎君） 資料4のいわゆる変更の概要についてというふうなことで文字になっています。これをですね、具体化したものが、いわゆる今回お示ししようとしている修正した設計案でございます。ですから、ですから、これはなぜかといいますと、いわゆる統一できないということがあるわけですね。個々の画地によってすべて違うわけですので。ですから、そこの中でご説明をさせていただきたいというふうなことを先ほど、冒頭も事業課長から説明をしたということでございます。

会長（高本正彦君） 管理課長。

区画整理管理課長（石川直人君） ただいまのご質問の中で、審議会委員さんの権能の部分で、これはすべて審議会委員さんには審議に必要な資料の提供ということで、これはすべてお示ししていくということでございますので、それについて非公開ということではございませんので、改めて申し上げさせていただきたいと思っております。

会長（高本正彦君） 3番・島谷委員。

委員（島谷晴朗君） 個々の問題に入る前に、例えば街区の変更なんてあるわけでしょう。街区なんて、これ個々じゃないでしょう。

委員（小宮國暉君） 個々じゃないですよ。

委員（島谷晴朗君） ずうっとつながっているのに。何で個々になるんですかね。1つの例としてね。だから、何で個々にこだわるのか。そのときにはそのときで、非公開にすればいいじゃないですか。まだその段階にまで行ってないんですよ、説明がまだ。だから、我々が言っているのは、例えば街路が変わったり、あるいは隅切りが変わったりしちゃ、これは個々の問題じゃなくて、そこの街路全部の人に影響することじゃないですか。だから、街区にすれば2つの街区、あるいは3つの街区にまたがるかもわからない。我々は見えていないから。そういうことだってあり得るわけですよ。

会長（高本正彦君） だからそれは換地設計を動かすことによって、街路は必然的に動きますよということだから、換地設計の説明のときに一体として説明される話なんですよ。

委員（島谷晴朗君） うん。だからそれは一般的でいいと僕は思うんです。特別な、特化しないで、一般的な説明として出されているんですよ。そのことを言っているんです。

会長（高本正彦君） でも、一応審議会で諮っていただくということには変わらないと思いますけど。事業計画の中身の変更ですからね。

委員（島谷晴朗君） それで、こういうことを僕は言われたほうが。今日はもうこれでしないで、次回、そういうことになったら、そこで諮ってください。

会長（高本正彦君） きっかけができて、次回という話が出たので、言葉が出たんですけども、大分時間もオーバー

しておりました、今日、いろいろと審議いただいて、私自身が今ここですべてを、何ていうんですか、まとめるわけにもいかにくい、いろいろな意見が出て、大変感謝しております。議事録等々で、それぞれまた今日の確認をしていただきながら、また次回新しい議論に進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ちょっと発言を許しますから。ちょっと発言して。

委員（黒木中君） いいですか。

会長（高本正彦君） はい、どうぞ。

委員（黒木中君） そうなんですけれども、せっかくここまで皆さんのご意見をおっしゃったので、個々の説明を次回からしてもらいたいのか、それとももっと全体的な質問について詰めていきたいのか、審議委員さんがどう思っているかを一人一人聞くなり、手を挙げていただくなりして、個々の説明に入ってもらいたいという方がもし多いのであれば、次からは非公開にする内容だと思いますので、その件を、決をとっていただければいいんじゃないでしょうか。

会長（高本正彦君） という、今、黒木さんのほうからお話がございましたけれども、賛成……。え、ご意見ですか。

委員（島田俊男君） 私は全体図を示していただいて、皆さんの納得の上で、審議委員さんだけの納得でいいんですけど、了承を得てもらって、こういうことになるという説明をしていただいて、市から。それから、その後だったら、それが納得できたなら、個々に入って、そこからですね非公開ということなら、賛成するんですが、以前のその前の段階では公開でも別に構わないと思うんですね。

今がひとつ、私がちょっと疑心暗鬼なのは、先ほど何で堅固な建物にこだわっているかということ、道路がこういうふうには曲がっているんですよ。これ正常ではないですよ。ここは私はもう疑っているんです。とにかく市の方々を。だれかがここに、利害関係者がいるんじゃないか。だれもちょっとわからないんですけど、これは私だけの考えかもしれませんが、普通は例えば道が真つぐなんですね。青梅線に対して並行で。ここまでは並行で来ているんですよ。急に曲がるんですよ。それで、このマックコートのちょうど正面に道が通るようになっているんです。だからこんなことがあるといけなから、絶対に非公開でやると、闇の中でみんな決まったような疑いを受けちゃうんですよ。だから、ぜひとも公開の場で論議していただきたいんですけど。

会長（高本正彦君） 中野さん。

委員（中野恒雄君） 2番の中野です。今、島田さんの話だと、先ほど神屋敷さんのお話で、非常にグリッド上の開発に対して、非常に危惧している面があるんですけど、私もまちづくり委員会のおかげからですね、この道をどうするかということで、非常に曲がった道もいいんじゃないかということで、1つ残った道であって、そのときの1つの考えが残っていて、いい道だと私は自画自賛しているんですけど、そんないろいろな問題はちっとも含んでいないと私はそう思っていたんですけど、見方によってはいろいろ出てくるということ。

話はもとに戻りますけど、いろいろな先ほどロードマップという話をしたんですけど、そういう中で、これから進めていく、今も2次案を出したらというようなお話なんですけど、その2次案にはいろいろなもろもろの個人情報も入っていますので、ぜひとも今回ここで賛否をとっていただいて、次のステップに入っていきたいと私はそう思っているんですけど。黒木さんがよく細かい説明はしていただきましたから、同じような意見ですけど、ぜひともそういうふうにしたい。今日、賛否をとっていただきたいということです。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。神屋敷さん。

委員（神屋敷和子君） 先ほどから言っているんですけど、審議委員がやっぱり責任を持った意見を言うためには、どうしても全体図というのがわからないといろいろな高低差もそうだし、平面図的にもそうだし、どこの道がどこにどうつながっていくのかとか、行きどまりがないとか、いろいろな道を、全体図をいろいろなものを見ていかないと、意見というのは、責任を持った意見は言えないと思うんですね。だからやはりその説明のところは別に非公開にしないでいい部分なので、その部分と、またその後個別のことにに関して審議するんですしたら、そこで非公開・公開を話し合っていけばいいというふうに思っています。

以上です。

会長（高本正彦君） お願いします。

委員（加藤照夫君） 5番・加藤ですけれども、今度の見直し案の、先ほど小宮委員のほうからありましたけれども、全体図というのはあってもいいのかな。今回の中で文章的に出ているだけです、わかりにくい部分もありますけれども、全体図の提示によって非常に理解がしやすくなるというふうなこともあろうかと思うんですね。ただ、そこに全体図

を出すことによって、個々のそういった問題点が生じるようであれば、それはまた、そのときに提案していただければいいのと思うんですけども、全体図を出す、その変更案の概要というんでしょうか、全体がわかるのと、個別の内容ですね、変更案が提示されるのはちょっと別問題かな、別次元かなというふうに個人的に思っていますけれども、それが、全体図が影響を及ぼすようであれば、それはまたそれなりに考えていかなくちやいけないことだろうと思うんですけどもね。

ですから、早く仕事はどんどん進めてほしいわけですけども、影響のないものであれば、出していただいて、説明をちょっとしていただきながら、それに基づいてすぐに個々の審議に入っていただくというふうなことになるのかなと思うんですけども、個別的なものになればですね、今度そういった個人情報の部分が尊重されませんと、非常に個人の生活が赤裸々に大衆の面前にさらされるというふうなことになるわけですから、この辺はやはり慎重にですね、個人情報というものを市の条例の中にもあるわけですし、そういった個々の尊重というふうな立場からですね、やはり慎重に扱っていかなくちやならないということになるのかなと思いますので、ぜひ公開・非公開については、今までの扱いもあるんだろうと思うんですね。それらはやっぱり必要だったというふうな経緯もあるわけですから、これからもおそらくよほどの状況の変化がなければ、それを踏襲していく必要があるだろうというふうなことを思っております。

ですから、できればそういった全体の一番最初に示された図面と、今度見直しをされて、非常にこの見直し案の文章的な部分で、見直し方針から、考慮した項目とか、大変細かいところまで目が行き届いたものになっていますので、皆さんに十分ご理解いただけるものだと私は思っておりますので、その辺で個人的な部分で、個々の問題として、個人情報とか非公開とかそういうふうな部分でないものについてはですね、早く提供していただいて、個々の換地変更のほうに入っていただきたいというふうにぜひ思います。

会長（高本正彦君） 吉永さん。

委員（吉永功君） 6番・吉永です。先ほどの私の質問にもあるんですが、やはり6ブロックの説明も大切なことなんですが、やはり全体の街路計画等につきまして、前段階のですね、どういう差ができていくのかというのを踏まえた上に、その時点ではおそらく個人情報のものはそうはないのではないかと思いますけど、そういうものを踏まえた上で、ブロックごとの協議を進めていくというような形ができれば、わかりやすいと思うんですね。

と言いますのは、その1ブロックだけを見て、同じような形がほかにもあるのかとか、対比してどうなのかというようなこともやはり必要だと思っております。しかし、全体計画、要するに手数はかかるかと思うんですが、いわゆる街路計画的なもの、公園も入るんでしょうか、そういったようなものの対比の図面、それから先につきましては、個々のブロックごとになるわけですね。それを、そういったところを経て行ったほうがわかりやすいのではないかと思います。しかし、全体の中にも、もし個人的な要素があったとしたら、それは審議会でするので、審議会の前に個人情報でやったほうがいいのかという当局の考えでしたら、諮った上で決めていくということがいいのではないかなというふうに私は思っております。そういう中で、少しでも早く事業は、やはり推進していかなければ、大変な時間を要しておりますので、ぜひスムーズに行くためにもそのような方法がいいと思っております。以上です。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。次は小宮さん。

委員（小宮國暉君） 先ほども言いましたように、加藤委員、また吉永委員と一緒にです。いわゆる全体の個に影響ない程度のもがこの資料の中で、新しく打ち出せるんじゃないかと、またその作業もできるんじゃないかと、作業しているんじゃないかと。その作業の結果をですね、やはり審議会に示して、質疑応答なりしてから、個々のブロックを次になるか、その日になるかは私はわかりませんが、その審議会の内容のステップとしては、そういう手順のほう望ましいかなというふうに思います。

会長（高本正彦君） ありがとうございます。

委員（島谷晴朗君） 3番・島谷。私もやはりできるだけ説明は十分にさせていただいて、そして納得して、それから前に進めるべきだとそう思います。やはり審議委員は審議委員としてのやはり付託された責任がありますからね。住民の方々に質問されてもわからないような答えを、わからないのがたくさん出ます。そういうときはまた市のほうに聞いて答えるようにしていますけれども、あの人はいつまでたってもわからない、わからないと、そういうあれじゃ困りますから、だから私の責任においても、やはりそういうことはよく自分なりに研究したいし、市のほうからもそういう情報をたくさん出していただきたいと。それが終わってから、個人の個々の問題になってくればですね、それはそれなりに、またその場で、そのときに皆さんに諮って、公開・非公開を決めていただいてもいいんです。原則的には私はすべて公開だという立場ですから、ですから、できるだけ、これは説明をまずしていただきたいと思います。

以上です。

会長（高本正彦君） 武政さん。

委員（武政健太郎君） 会長、私、さっきお話ししましたとおり、個々の説明から全体もわかるんじゃないかという意見だったので、ここは説明を先に入っていただいて結構かなという意見です。

会長（高本正彦君） どうぞ。

委員（黒木中君） 私が集計するのもおかしな話ですけども、大勢は全体的なものを説明をできるものはしてもらったらどうだということが多数なような、今のお話を聞いているとそうなんですけど、あれですか、施行者の方、いいですか。個々の画地の説明をする準備ができているということは、その街区割りも当然、ある程度できているということです。ですから、出そうと思えば、そういう図面をつくる作業は必要でしょうけど、出せるということであれば、どうなんだろうかね。そういうふうに今多数の意見をやっていただいたら。

区画整理事業課長（阿部敏彦君） 公開・非公開の関係につきましては、私どもが口を挟むあれではできませんので、全体計画の中で今黒木委員から言われたように、全体の画地形成をされた図面を用意しろというのなら用意できます。この前説明したように、6m 街路を 5.5 にしたり、辺長隅切りを 5m におさめたりしたり、そういうものの場所の位置が、全体図面ですから、見てわかるということです。そうすると、その部分について、ある場所のブロックはここがこう変わったというのがわかるわけですね。それは、そこに接続、換地される人にとっては、まだ非公開の部分に入るのではないかと考えております。全体的なイメージのものをお示しをして。

ですからまず、今回の審議会のときに私どもが資料を用意して、全体図もお示ししますし、宅地盤面もお示ししますから、それを見て公開にすべきか、非公開にすべきかご判断をいただいたほうが私はよろしいと。どちらがいいか、お示しをしろということなら示します。公開でやる場合には傍聴される方たちにもその資料を提供しなければいけないわけですね。そうしますと、傍聴されている人たちは、私のところがもしかして変わったということがわかるかもしれない。それで議論していくわけですから。そういうことが個人情報の中に照らしたときに、わかってしまうのではないかという危惧をしているということです。

ですから、全体の図面をお示しをしながら、各ブロックごとにできればお願いをしたいというご説明をしてきたつもりではいるんですけども、全体図を示すことについて、もうブロックの見直しは終わっていますから、それは当然できます。画地を抜いて、街路網だけでもお見せします。もう 1 回示されている図面があるわけですから、それを照らし合わせると、どこがどう変わったというのがわかってしまうということです。

ですから、それをどう取り扱われるのかということの中でご議論をいただければと。ですから、私どもは審議会で決められたとおり、資料提供もできるだけいたしますというふうにお約束しているわけですから、その中でご判断をいただいたほうがよろしいのか。これは私、事業課長の立場で申し上げると、次回にそういうふうな資料は用意しますので、1 回、それを見ていただいて決めたらいかがでしょうかという意見でございます。

会長（高本正彦君） わかりました。ありがとうございました。そう言われてみると、我々、個人をどういうふうに、宅盤をどんな形になるという図面を私、個人的にはまだ見た記憶がない。つまり、少なくとも今のお話で、次回、そういった用意できるというものについて、審議会にこういった説明をするという形で我々に説明していただきたいと。それを踏まえて、それを住民の方に出すのか、あるいはここまでは、あるいは困るよという話を整理してですね、出せるものは一般の住民の方にお見せするのもいいだろうと。あるいはこのところは、これから変わる要素もいっぱいあるし、あるいは個人的なあれもあるので、出すのはまずいねと、こんな議論とかそういった整理ができて対応していくということにしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長（高本正彦君） 特段、ご異議がなければ……。どうぞ。

委員（黒木中君） ということはですよ。それを見てから公開か非公開かを判断するということですね。そうすると、その状況は非公開なわけですね、最初は。

会長（高本正彦君） この審議会ですらね。

委員（黒木中君） ですから、審議会を非公開にするか、公開にするかの話を今しているんですけど、ということは当初は非公開にして、公開してもいいか、非公開のまま続けるべきかを決をとるということですね、その段階で。

会長（高本正彦君） そういうことですね。

委員（黒木中君） じゃ、ここで最初の部分は非公開なんだから、非公開にするという決をやはりとるべきですよ。非公開にしなくてもいいということであれば……。そうじゃないですか。

委員（島谷晴朗君） だから見てからでいいじゃないですか。

委員（黒木中君） いや、見るというときには、非公開にするかしないかですから。そういうことですよ。

委員（小宮國暉君） よろしいですか。7番・小宮委員。今は、黒木委員のご発言の中にですね。考え方は別にわからないことでもないんですけど、私が先ほど言ったのはですね、個の前に全体があるでしょう。この、これだけの資料をつくって、これだけ見直しますよ、これはこうしますよ。言葉で出ているんですね。文章で。しかし、私たちが見たいのは、これがどう具現化されたのか。ここに努力された跡を見たいんですよ。これは個々に説明していきますと言ったって、全体の中でこういうふうに見直しましたよというのは示されない。それを第一ステップとしてもらいたい。それで次に個々のあれに入っていただきたいということです。それを、個々の話は、今ご説明になったとおりがわかりますよ。これは個のあれと全体というものは必ず関連関連がありますから、全体を示したら、じゃ、個々に私のうちが変わったどうの、それだつてやむを得ないじゃないですか。結果的にそうなる、そういうふうになりたいと思っているんだから。我々は反対できないですよ。

会長（高本正彦君） ちょっと議論中、すみません。武政委員が急用がございまして、所用がございまして退席するという事なので、ここで皆さんにお認めいただきたいと思います。よろしく願います。じゃ、どうぞ。

委員（武政健太郎君） 採決でいいですか。

委員（小宮國暉君） いや、採決して結構ですよ、方向を。

会長（高本正彦君） 採決。

委員（武政健太郎君） 採決をすぐしてくれるのであれば、私は残りますけど。

委員（島谷晴朗君） 採決はもう次回でいいですよ。

会長（高本正彦君） そうですね。いろいろと議論がですね、幅広くあれしていますので、採決そのものは次回の審議会に回したいと思います。どうもご苦労さまでした。どうぞ、加藤委員。

委員（加藤照夫君） 全体図の取り扱いのことなんですけれども、2方面からの見方があると思うんですね。街路のほうの意見・要望等を取り入れて、街路形態、公園位置等が変わったというふうな見方と、それから心配されているように、形態が変わると、その街区の中の換地も変わるよと。そうすると、その街区の中の人との変更が個々にはわかってこないんでしょうけれども、街区の中の変更もわかるよというふうなことだと思うんですね。ですから、街路が変更されたということで、街区の中の情報が漏れては困るのかどうか。街路は別に変更になっても影響はないと思うんですけども。どちらから見て判断するかということで、それを公開にするか、非公開にするかというふうなことになるんだろうと思うんですけども、その辺、どうなんでしょうか、私もちょっとわかりませんけれども。

会長（高本正彦君） そうですね、多分に技術的な部分があつて、盛土にするか、切り土にするか、あるいは勾配を幾つまでにするかとか、そういった議論はやっぱりしっかり専門的な部分を含めて、改めて公開をしなくちゃならない議題なのと、そういう感じもするんですよ。ですから、非公開とするのか、公開するのか、形式等は別として、それほど地元の方に見ていただいてどうのこうのという話ではないというようなことで、取り扱いについてはまたその時点になったら整理するというにさせていただいたらいかがでしょうか。とりあえず、今日のところは保留みたいな形。

ほかにいいですか。あと一応整理させていただいて、保留にさせていただいて。

ほかに何かこの際、ご発言ということがなければ、これもちまして、本日の審議会を終了したいと思います。長い間、どうも今日はありがとうございました。また次回、よろしく願います。